

高麗時代の兼職制について

矢 木 毅

はじめに

- 一 祿官と兼官
 - 二 兼官から祿官へ
 - 三 立本品行頭の解釋
 - 四 百官志の批判
- おわりに
別表

はじめに

高麗時代の官職には官人の身分の高下を示す散官（散位）と、実際の職務内容を示す職事官との區別があり、また職事官のなかにも定員内の正規の官職、すなわち「祿官」と、その時々が必要に応じて臨時に設けられる兼帯の官職、すなわ

ち「兼官」との區別がある。このうち、祿官については職務の重要性に應じてその員額・品秩、および祿俸・田柴・服色などの諸待遇が明確に規定されているが、兼官の待遇についてはその本官（祿官）に準じ、したがって員額・品秩その他についても兼官それ自體としての明確な定めはない（概念圖）。

「兼官」は本来臨時の官職で、その業務の必要性がなくなれば當然廢止される運命にあつた。しかし業務の必要性が高い場合は、事實上、常設のポストとなり、さらには正規の官職として「祿官」に繰り上げられることにもなる。

以上は定員内の正規の官職である「祿官」と、その他の臨時の官職である「兼官」についての私なりの概略的な理解を述べたものである。ところが、『高麗史』百官志および食貨志の記述においては、この「祿官」および「兼官」に對する常識的な解釋とは食い違う事例が少なからず見いだされ、これが韓國の學界において「本職」と「兼職」——すなわち「祿官」と「兼官」——に關する近年の一連の論争を生み出すことになった。

たとえば、中書門下の宰相（宰臣）や樞密院の宰相（樞密）^{樞密}について、『高麗史』百官志の「文宗朝」の官制にはそれぞれの員額・品秩が明確に定められており、したがってこれらは「文宗朝」には「祿官」（すなわち「本職」）として位置づけられていたと理解することができる。ところが、食貨志に記述する穆宗朝・文宗朝の「田柴科」においては、宰臣のなかでも「政堂文學」や「知門下省事」に對する支給額の規定は存在せず、また樞密院（舊中樞院）の宰相（樞密）に對する支給額の規定も存在しない（表二）。

一方、食貨志に記述する文宗朝・仁宗朝の「文武班祿」を見ると、ここでも「政堂文學」や「知門下省事」に對する祿額の規定は存在せず、樞密院の宰相（樞密）に對する祿俸額の規定は文宗三十年（一〇七六）の「文武班祿」には存在するが、これを「更定」した仁宗朝の「文武班祿」には存在しない（表二）。

散官と職事官（概念圖）

散官（散位）	職事官	
	祿官（本官、本職）	兼官（兼職）

高麗時代の兼職制について

表一 宰樞の田柴科 (*『高麗史』巻78、食貨志1、田制、田柴科條の記載による。)
(穆宗朝) (文宗朝)

官職名	田柴科
内史令 侍中	田 100 結・柴 70 結
内史侍郎平章事 門下侍郎平章事 致仕侍中	田 95 結・柴 65 結
參知政事	田 90 結・柴 60 結
政堂文學 知門下省事	—
中樞院使 〔知院事〕 同知院事	—
中樞院副使 簽書院事 中樞院直學士	—

官職名	田柴科
中書令 尙書令 門下侍中	田 100 結・柴 50 結
門下侍郎 中書侍郎	田 90 結・柴 45 結
參知政事	田 85 結・柴 40 結
政堂文學 知門下省事	—
中樞院使 〔知院事〕 同知院事	—
中樞院副使 簽書院事 中樞院直學士	—

表二 宰樞の祿俸 (*『高麗史』巻80、食貨志3、祿俸、文武班條の記載による。)
(文宗朝) (仁宗朝)

官職名	祿俸
中書令 尙書令 門下侍中	400 石 (6000 斗)
門下侍郎 中書侍郎	366 石 10 斗 (5500 斗)
參知政事	353 石 5 斗 (5300 斗)
政堂文學 知門下省事	—
中樞院使 〔知院事〕 同知院事	353 石 5 斗 (5300 斗)
中樞院副使 簽書院事 中樞院直學士	300 石 (4500 斗)

官職名	祿俸
門下侍中 中書令	400 石 (6000 斗)
門下平章 中書平章	366 石 10 斗 (5500 斗)
參知政事	353 石 5 斗 (5300 斗)
政堂文學 知門下省事	—
樞密院使 〔知院事〕 同知院事	—
樞密院副使 簽書院事 樞密院直學士	—

いわゆる「兼職制」については、はやくは張東翼による專論が存在するが、^①その他にも周藤吉之氏^②や崔貞煥氏^③などは主として祿俸制度との關連からこの問題に論及し、田柴科や祿俸における宰樞職の待遇の違いを「本職」と「兼職」の相違という觀點から説明しようとした。つまり、本職（祿官）に對しては田柴科や祿俸が支給されるが、兼職（兼官）に對してはその本職に準じて支給を行うので、兼職それ自體には田柴科や祿俸に關する規定が存在しないというのである。この場合、樞密院の宰相に「田柴科」の支給額が規定されていないのは、それが兼職として運用されていたからであり、また文宗朝の文武班祿に存在した樞密院の宰相の祿俸額が、それを「更定」した仁宗朝の文武班祿に存在しないのは、樞密院の宰相（樞密）が「本職」から「兼職」へと變化したためにほかならない。以上が周藤吉之氏や崔貞煥氏の提示した宰相の田柴科・祿俸に關する大筋としての理解であつた。

しかし、どの官職を「本職」とみなし、どの官職を「兼職」とみなすのかについては、論者によつて解釋の相違が少なくない。田柴科や祿俸の規定から見て「兼職」とみなされる官職——つまり田柴科や祿俸の規定のない官職——の多くについても、『高麗史』百官志の「文宗朝」の官制には「本職」の諸官職と同様にその員額・品秩が明示されているからである。

そこで朴宰佑氏^④は、田柴科や祿俸などの待遇規定をすべて具備した官職のみを「本職」とみなし、田柴科、祿俸などの待遇規定をもたない官職を「兼職」とみなして、従来の議論をさらに體系的にまとめようとした。この朴宰佑氏の説によれば、百官志に員額・品秩を定める「祿官」のなかにも「本職」として運用されるものと「兼職」として運用されるものとの區別があり、田柴科や祿俸はこのうちの「本職」を基準として運用されていたということになる。たとえば、宰臣のなかでも政堂文學や知門下省事は「兼職」として運用され、また樞密院の宰相（樞密）も「兼職」として運用されていたから、それらに對する田柴科や祿俸の規定は存在しない。ただし「參知政事」については、田柴科や祿俸の規定が存在す

るという意味では「本職」であるが、実際の任官事例から見ると、參知政事は例外的に「兼職」として運用されていた。以上が朴宰佑氏の大筋の理解である。

これに對し、高麗官制史研究の第一人者である朴龍雲氏は、百官志の「文宗朝」の官制に宰樞の員額・品秩が明確に規定されているという事實それ自體をいっそう重視し、百官志に員額・品秩を規定する官職、すなわち「祿官」をすべて「本職」として理解したうえで、たとえば某人が「吏部尙書・參知政事」に任命された場合は、「吏部尙書」と「參知政事」の二つの「本職」が重複して任命されているのであるといい、これを「重複職」という別箇の概念で説明しようとしている。

つまり、某人が「吏部尙書・參知政事」⁶に任命された場合、朴宰佑氏は「吏部尙書・參知政事」の「吏部尙書」を本職とみなし、「參知政事」を兼職とみなす立場を取るが、朴龍雲氏はこれに反對して「吏部尙書」と「參知政事」をいずれも本職とみなし、この二つの本職が「重複職」として同時に除授されているとみなす立場を取っているのである。

參知政事を「本職」と見るか「兼職」と見るか、はたまた「重複職」と見るか……。いずれにせよ、參知政事が「宰相」の職——嚴密に言えば副宰相、いわゆる「執政」——として機能していたことに違いはないから、この種の議論はあまり生産的とはいえない。とはいえ、この點をはつきりさせておかなければ、「參知政事」や「政堂文學」、「知門下省事」その他の宰樞職の運用の實態や、それに對する田柴科・祿俸の支給の實態についても正しく理解することはできないであろう。

本職と兼職、ないし重複職をめぐる近年の論争の主要な對立點は、一方の當事者である朴龍雲氏によってすでに的確に整理されているから、⁷ここではこれ以上の深入りは避けることにしよう。しかし、朴宰佑氏にせよ朴龍雲氏にせよ、韓國の學界における議論はすべて『高麗史』百官志の記述——そこに記された「文宗朝」の官制——を無批判に受け入れ

るところから出發し、そのため「本職」と「兼職」の概念についても、多くの論者は無用の混亂を惹き起こして出口のない隘路に迷い込んでいくという印象を禁じることができない。

私見によれば、『高麗史』百官志に記述する「文宗朝」の官制、特にその員額・品秩については、必ずしも文宗朝（在位一〇四六〜八三）の實態を正しく伝えるものではなく、むしろ高麗後期（特に事元期以降）の、具體的には「文宗の舊制」に復したと稱する恭愍朝（在位一三五一〜七四）の官制を引き寫したものにすぎないと考えなければならぬ。この點については、拙著『高麗官僚制度研究』⁸⁾において集中的な議論を試みたが、依然、檢證中の假説であつて、當然、論證の不充分な箇所も少なくない。⁹⁾

そこで、「本職」と「兼職」ないし「重複職」をめぐる韓國の學界の上述の論争を手掛かりとして、本稿では『高麗史』百官志に對する批判——特に百官志の「文宗朝」の官制に對する批判——をさらに突き詰めて行きたいと思う。具體的には、いわゆる「兼職制」と表裏の關係にある「立本品行頭」の制度を再検討することによって、筆者の上述の假説をさらに補強すること、そうしてこの假説によつて「兼職制」をめぐる一連の議論に終止符を打つことが本稿の當面の目的である。

なお、高麗の政治史は毅宗二十四年（一一七〇）の「武臣の亂（鄭仲夫の亂）」を以て前期と後期とに二分されるが（表三）、前期の官制は事元期以前、すなわち忠烈王元年（一二七五）の官制改革までは基本的に繼承されていくので、制度史のうえでは武臣執權期を「中期」として捉え、これを「前期」の延長として捉えることも可能である（この場合は事元期以降が狹義の「後期」

表三 高麗時代史の時期區分

前期	第Ⅰ期	918~1009	國初	太祖・惠・定・光・景・成・穆宗
	第Ⅱ期	1009~1095	隆盛期	顯・德・靖・文・順・宣・獻宗
	第Ⅲ期	1095~1170	繼盛期	肅・睿・仁・毅宗
後期	第Ⅳ期	1170~1274	武臣執權期	明・神・熙・康・高・元宗
	第Ⅴ期	1274~1351	事元期	忠烈・忠宣・忠肅・忠惠・忠穆・忠定王
	第Ⅵ期	1351~1392	末期	恭愍・辛禔・辛昌・恭讓王

に該当する¹⁰⁾。本稿では一應、毅宗二十四年の武臣の亂を以て「前期」と「後期」の劃期とするが、前期官制の分析に際しては、必要に応じて武臣の亂以降、事元期以前の後期（中期）の事例にまでその対象を廣げたことをお断りしておく。

一 祿官と兼官

まずは、餘りにも基本的な事柄から確認していくことをお許しいただきたい。中國・唐宋時代における平章事や參知政事は、本来の宰相である三省の長官（中書令、侍中、尙書令）に對して、その職務を代行するものに與える「兼官」であったということの確認である。

『新唐書』百官志の記述によると、唐制では三省の長官である中書令、侍中、尙書令を以て正任の宰相としたが、その後、太宗（李世民）がかつて尙書令であったところから尙書令の任命を避け、代わりに僕射を以て尙書省の長官とした。しかし、三省の長官はその品位が崇高で軽々しく人に與えることはできないので、通常、他の官職に就いているものに宰相の職務を代行させ、これに「平章事」や「參知政事」などの別箇の稱號を與えていた。¹¹⁾この場合、「平章事」や「參知政事」は、いずれも他官を以て宰相の職務を代行するものに與える兼官（兼職）であった、ということになる。

また、『宋史』職官志の記述によると、宋初においても宰相の職務は他官が「同平章事」の職名を帯びて行っていたが、履歴の浅いものの場合これと區別して「參知政事」の職名を與え、乾德二年（九六四）にはその最初の任命事例として、樞密院直學士薛居正、兵部侍郎呂餘慶に、それぞれ「本官もて政事を參知（參知政事）」せしめたという。¹²⁾

このように、平章事や參知政事はもとも他の官職に就いているものに宰相の職務を代行させる場合に貸し與える「兼官」としての職名であって、それ自體には必ずしも明確な員額・品秩が備わっていたわけではない。この點は、唐宋の官

制を継受した高麗前期の官制においても同様であって、そのことは『高麗史』その他に見える平章事や參知政事の任官事例それぞれ自體に即して検討すれば、だれしも容易に確認することができるであろう。¹³⁾

一體、平章事や參知政事は「事を平章」せしめ、「政事を參知」せしめる、などといった業務の内容を示す職名であり、その点において「門下侍郎」、「吏部尙書」などの定員内の正規の官職（いわゆる「祿官」）とは性格を異にしている。このため、『高麗史』の任官記事においても、定員内の正規の官職（祿官）の場合は「某人を以て某官と爲す」という記載様式を取っているのに對し、業務内容を示す職名にすぎない兼官（兼職）の場合は、「某官某人を以て事を平章せしむ」、「某官某人を以て政事を參知せしむ」などの記載様式を取って、決して「平章事と爲す」、「參知政事と爲す」とは記していない。

たとえば、顯宗十八年（二〇二七）の任官事例を見ると、

崔士威を以て太子太師と爲し、蔡忠順・李龔は、並びに門下侍郎と爲し、徐訥は、内史侍郎と爲し、郭元・李可道は、並びに政事を參知せしめ（參知政事）、李端・金猛は、並びに中樞使と爲し、梁楨は、左僕射と爲し、崔冲は、給事中と爲す。（『高麗史』卷五、顯宗世家、十八年正月辛亥條）¹⁴⁾

とあって、他の官職は「〜と爲す」と記されているのに、參知政事については「政事を參知」せしめるとあって、「參知政事と爲す」とは記されていない。これは「參知政事」が宰相の職務を代行するものに與える臨時の職名にすぎないからである。逆に、參知政事に就任するものは、當然、それとは別箇に本官（本職）を持っているはずであるから、このとき參知政事に任命された郭元や李可道は、たとえ史料のうえでは明記されていなくても、いわゆる本官（本職）を別箇に保

有していたと理解しなければならない。

また、高宗四十五年（二二五八）の任官事例を見ると、

崔滋を以て同とに中書門下に事を平章せしめ（同中書門下平章事）、金起孫は、中書侍郎と爲して事を平章せしめ（平章事）、鄭准は、政事を參知せしめ（參知政事）、李藏用は、政堂文學と爲し、李世材は、門下省の事をわか知めしめ（知門下省事）、趙珣は、司空を守らしめ（守司空）、金寶鼎は、樞密院（事）〔使〕と爲し、金之岱は、同に樞密院の事をわか知めしめ（同知樞密院事）、柳璈・皇甫琦・孫挺烈は、竝びに樞密院副使と爲し、金侗・朴成梓は、左右僕射と爲し、鄭世材は、右副承宣と爲す。（『高麗史』卷二十四、高宗世家、四十五年十二月壬寅條）¹⁵

といつて、ここでも同中書門下平章事（同平章事、平章事）や參知政事については「〜と爲す」とは記していない。知門下省事、同知樞密院事などの兼官（兼職）についても同様である。これらはいずれも他官を以て宰樞の職務を代行する場合に與える臨時の職名にすぎず、したがって定員内の正規の官職（祿官）への任命とは區別して表記しているのである。

このように、『高麗史』における各種の任官事例の表記から見ても、中書門下の宰相（宰臣）である平章事や參知政事は、本來、他官を以て宰相の職務を代行するものに與える臨時の職名として意識されていたことが明らかである。その他、參知政事より履歴の浅いものに與える宰臣職としての「知門下省事」や、樞密院の宰相（樞密）である「知樞密院事」、「同知樞密院事」などについても同じことが言える。要するに、これらはすべて兼官（兼職）である（ただし、參知政事を「兼官」として位置づけた場合は、「田柴科」や「文武班祿」に參知政事の待遇が明確に規定されていることの解釋が問題となるが、この点についてはもう少し後のところで考察することにした）。

一方、宰樞の中でも「政堂文學」や「樞密院使」、「樞密院副使」については、『高麗史』の任官記事では「〜と爲す」と表記されているから、これらは形式上、定員内の正規の官職、すなわち「祿官」として位置づけられていたと理解することができるとは言いえない。とはいえ、「政堂文學」は一種の文翰職で、王命文書の起草を掌る文翰官が「宰臣」の職務を兼ねる場合に與えられる職名であるから、これは外廷の他の一般の文班職とは性格を異にしている。一種の「兼職」と見なすことが適當であろう。また、樞密院使、樞密院副使についても、これらはもともと内廷の官職であるから、やはり外廷の他の一般の文班職とは性格を異にすると言える。これも一種の「兼職」と見なすことが適當であろう。

實際、政堂文學や樞密院使（舊中樞院使）、樞密院副使（舊中樞院副使）への任命は、外廷において尙書（正三品）、卿監（從三品）クラスの「本官」を持つものが兼帶する事例がほとんどである。¹⁸したがって、政堂文學や樞密院使、樞密院副使などの宰樞職も、平章事、參知政事や知門下省事などと同様、實質的には一種の「兼官」として運用されていたと理解しなければならぬ。

ちなみに言う。平章事や參知政事が「兼官」であるといっても、それはあくまでも形式のうえからみた議論で、實質的な職務の重點が平章事や參知政事としての、すなわち中書門下の宰臣としての職務にあったことは言うまでもない。¹⁹これに對し、「兼官」に對する本官（本職）としての「祿官」は、基本的には唐制の職事官の名稱を繼受したものであるが、唐代の職事官は北宋時代にはほとんど形骸化して單に俸給の基準を示すだけの「寄祿官」となり、實際の職務は寄祿官が兼帶する「差遣」によって行われていた。²⁰高麗の官制を宋制との比較において研究した周藤吉之氏は、高麗前期の官制においてもこの「寄祿官」と「差遣」の制度が行われていたとみなす。²¹しかし、高麗前期のいわゆる「祿官」は、宋制の「寄祿官」とはちがって、依然、實質的な職務内容を伴っていたと考えなければならぬ。

たとえば、武臣執權期に文武の銓注權（人事權）を獨占了した崔忠獻（一一四九〜一二一九）について、『高麗史節要』は次

のように述べる。

知奏事崔忠獻、兵部尙書を以て吏部の事を知め（知吏部事）、文武の銓注を摠べ、禁闥に出入するに、兵を以て自衛す。
〔高麗史節要〕卷十四、神宗二年六月條²²⁾

この場合、「兵部尙書」は彼の本職としての「祿官」であり、「知奏事」、「知吏部事」などは兼帯の職としての「兼官」である。しかし、本職としての「兵部尙書」は、實際的な職務内容を伴った職事官であり、決して宋制のように單なる「寄祿官」と化していたわけではない。だからこそ、崔忠獻は「兵部尙書・知吏部事」として「文武の銓注を摠べ」ることができたのである。

二 兼官から祿官へ

前節で述べたことは、平章事や參知政事が本來「兼官」として位置づけられていたという、唐宋官制からみれば餘りにも當然な事柄の確認である。兼官であるから、それらは單獨では任命されない。兼官（兼職）に對しては同時に本官（本職）が存在し、祿俸、田柴科などの諸待遇は、基本的にはこの本官の品秩によって定められていく。

ところがその一方において、『高麗史』百官志に記述する「文宗朝」の官制では、平章事や參知政事などの、本來「兼官」として運用されていたと考えるべき諸官職についても、その員額・品秩が明確に規定されている（表四）。つまり、百官志はそれらを「祿官」として記述しているのである。

表四 宰臣の員額と品秩（*『高麗史』百官志の記述に據る）

中書令	1人	從1品
門下侍中	1人	從1品
門下侍郎平章事	1人	正2品
中書侍郎平章事	1人	正2品
中書平章事	—	正2品
門下平章事	—	正2品
參知政事	1人	從2品
政堂文學	1人	從2品
知門下省事	1人	從2品

判中樞院事	1人	從2品
中樞院使	2人	從2品
知中樞院事	1人	從2品
同知中樞院事	1人	從2品
中樞院副使	2人	正3品
簽書中樞院事	1人	正3品
中樞院直學士	1人	正3品

もつとも、筆者の假説によれば、百官志に記述する「文宗朝」（在位一〇四六〜八三）の官制とは、その實「文宗の舊制」に復したと稱する「恭愍朝」（在位一三五一〜七四）の官制の引き寫しにすぎない。²³したがって、これらの官職が「兼官」から「祿官」に變化したのは、実際には「文宗朝」より以降のこと、具體的には高麗後期（特に事元期以降）のことにすぎないと考えることができる。

このように考えているのは、實は筆者だけではない。そもそも百官志の「文宗朝」の官制については、當の百官志を編纂した朝鮮時代の修史官自身が、すでに何がしかの疑念を表明してもいたのである。

典校寺は、經籍・祝疏を掌る。國初には内書省と稱す。成宗十四年（九九五）に、秘書省と改む。……文宗定むらく、判事は、秩正三品。「原注」文宗五年（一〇五二）、内史門下省奏すらく、「諸司の判事は、本より皆權帶なるも、近ごろ皆祿官、と爲るは、古制に違うあり。請う、これを改めよ」と。これに従う。」（『高麗史』卷七十六、百官志²⁴）

右の記述によると、「諸司の判事」は本來「權帶」の職（權に兼帶する職）であるが、文宗五年（一〇五一）當時はすでに「祿官」に變化していたため、これを「權帶」の職に引き戻したという。にもかかわらず、百官志の典據史料は「文宗朝」における

秘書省の判事（判秘書省事）を「秩正三品」と規定しているため、本来「權帶」の職であるはずの判事が「品秩」を持つこと、すなわち「祿官」であることに疑問を抱いた修史官は、ひとまず原注にこの史料を残して「存疑」の意を示しているのである。

もちろん、文宗五年（一〇五二）において一時的に「權帶」の職に引き戻された「諸司の判事」が、結局、「祿官」に戻ってしまったと考えれば、まったく問題はない。とはいえ、「權帶」であるはずの諸官職に「品秩」の定めのあること、つまりそれが「祿官」として位置づけられていることに對して朝鮮時代の修史官がすでに何がしかの疑問を抱いていたことは確かであって、私としてはその「疑問」こそが、問題を解決に導くための最も重要な「鍵」になると言いたいのである。

では、本来「兼官」であったはずの平章事や參知政事などが、百官志に記述されているような「祿官」に變化していったのは何時からであろうか。この點については、平章事や參知政事その他の「兼官」が、それ自體として單獨で任命されるようになった時点を以て當該の官職の「祿官」化の劃期とみなすことが妥當であろう。

もともと平章事の場合、それは門下侍郎、または中書侍郎とセットで任命されているから、「平章事」という官職それ自體が單獨で任命されることはなかった。一方、參知政事がそれ自體として單獨で任命されるようになったのは何時からかという点、その點はまさしく朴宰佑氏と朴龍雲氏との間で論争となった問題の一つで、この點についての明確な答えを見いだすことは必ずしも容易ではない。

一つの事例として武臣執權期の宰相・李奎報（一一六八―一二四二）の履歴を見ると、かれは高宗二十年（一二三三）十二月に「金紫光祿大夫（從二品）・知門下省事・戸部尙書（正三品）・集賢殿大學士・判禮部事」を拜命して中書門下の宰相（宰臣）となり、翌年十二月には「政堂文學」、さらにその翌年十二月には「參知政事・修文殿大學士・判戸部事・太子太

「保」を拜命しているが、このことをかれの墓誌銘では、

乙未（高宗二十二年、一二三五）十二月、參知政事・修文殿大學士・判戸部事・太子太保と爲す（爲參知政事……）。〔高麗墓誌銘集成〕一八八、李奎報墓誌銘

と表記している。李奎報は「知門下省事・戸部尙書」を以て中書門下の宰相（宰臣）となったから、その後も引き續き「戸部尙書」を本官としていた可能性はあるが、「參知政事」に昇進した段階では「判戸部事」を兼帯しているから、この段階で「戸部尙書」を本官とすることはあり得ない。そうして「參知政事」のほかに「本官」となるものはなさそうであるから、どうやらこのころから「參知政事」が本官として單獨で任命されるように變化していったのではないだろうか。

次に、忠烈王元年（一二七五）の官制改革で「參知政事」が「僉議參理」に改められると、これ以後「僉議參理」の任命については「〜と爲す」という形にその記録様式が變化している。これについても幾つか事例を示すと、たとえば『高麗史』忠烈王世家、十八年（一二九二）閏六月辛亥條には「金暉を以て僉議參理・世子貳傳と爲す」とあり、同二十三年（一二九七）十二月壬寅條には「金之淑を以て僉議參理・世子貳師と爲す」とあり、また忠宣王世家、第一次即位年（忠烈王二十四年）七月戊戌條には、「金之淑を以て僉議參理・判工曹事と爲す」とある。²⁸この場合の「僉議參理」は、いずれも前期官制における「參知政事」の後身であるが、それらはいずれも「祿官」を任命する際の様式、すなわち「〜と爲す」という形で記録されていることに注目したい。言い換えると、この時期における「僉議參理」はすでに「兼官」としてではなく、それ自體として單獨で任命される正規の官職、すなわち「祿官」に變化しているのである。²⁹

このように、參知政事（後の僉議參理）は高宗朝以降、忠烈王元年（一二七五）までには「兼官」から「祿官」へと變化

していたと考えられる。そうして「祿官」である「僉議參理」には、當然、その員額・品秩にも明確な定めが設けられることになったのであろう（もちろん百官志の「文宗朝」の官制によると、「僉議參理」の前身である「參知政事」には、すでに前期の段階において「一人、秩従二品」という員額・品秩が定められていたことになっているが、私はこの百官志の記述には信を置かない）。

もともと「參知政事」は他官を以て宰相の職を代行するものに與える兼帯の官職で、高麗前期の實際の任官事例から見ても、その就任者はおおむね僕射（正二品？）、尙書（正三品）クラスの本官（本職）を持つものがほとんどである。參知政事（後の僉議參議）がそれ自體として單獨で任命されるようになるのは、前述のとおり、高宗朝以降、忠烈王元年（二二七五）の官制改革までの時期のことと考えられるが、それは高麗後期（武臣の亂以後）において、從來、「五宰」であった中書門下の宰相（宰臣）の定員が、「七宰」、「八宰」へと肥大化していった事實と對應する現象であったと理解することができる。この時期、宰樞の員額が増大していくのは、功臣・權臣に對して適當な官職を分配する必要が高まっていたからであるが、こうした官職の需要の増大こそは、やがて本來は「兼官」であった官職をも「祿官」として單獨で任命させ、結果として祿官の定員數を増大させることに繋がっていったのであろう。

かくして忠烈王元年（二二七五）の官制改革においては、「參知政事」は「僉議參理」に改められ、同時に「兼官」から「祿官」に改められて、その員額・品秩にも明確な定めが設けられるようになった。それが忠烈王元年の段階で、すでに「一人、秩従二品」であったかどうかは、なお検討を要するものの、ともかくこの頃には本來「兼官」として運用されていた宰樞職が、おおむね「祿官」として單獨で任命されるように變化していたことは間違いないであろう。

以上については、高麗時代の「宰樞年表」を作成し、宰樞の構成人員と、その年度ごとの人員數の推移を正確に再現したうえで、改めて議論を行わなければならない。しかし、今はその用意がないので、武臣の亂（一一七〇）以降における宰樞職の肥大化と、それに伴う宰樞職の「祿官」化についての大きな見通しを述べるにとどめておく。

三 立本品行頭の解釋

ここまで參知政事その他の宰樞職が、高麗前期においては一般に「兼官（兼職）」として運用されていたということを論じてきた。もちろん、『高麗史』百官志の「文宗朝」の官制は、これらを員額・品秩に明確な定めをもつ「祿官」として記述しているわけであるが、私はこの百官志の記述には信を置かない。そのことの一つの論據として、以下、本節と次節においてはいわゆる「立本品行頭」の諸官職を取り上げ、その多くを百官志が「祿官」として記述していることについての理論的・實證的な批判を試みたいと思う。

『高麗史』百官志に見える「立本品行頭」の制度——「本品」の「行頭」に立たせること——については、近年の李鎮漢氏の研究に詳しく述べられている⁽¹⁾。まずは氏の研究成果を援用しながら当該の制度の概略について確認しよう。

「立本品行頭」とは、文武百官の會集する朝會において、一品から九品に至るそれぞれの「官品」に従って各級の官人が整列する、その班次の先頭（行頭）に立つことを意味している。この場合、先頭（行頭）とは中央の「御道」を挟んで文班が東、武班が西に整列し、第一列に一品官、第二列に二品官、第三列に三品官……と、品階ごとに横一列に整列した、それぞれの中央寄りの位置を示している。要は、中央の「御道」に一番近い位置が、東西各品のそれぞれの班次の先頭（行頭）である。

この班次（立ち位置）は、いうまでもなく各官人のもつ官職の「本品」によって決まるが、官職といっても、それには官人の位階の高下を示す「散官」と、実際の職務内容を示す「職事官」との區別があり、また職事官のなかには「祿官（本官）」と「兼官（兼職）」との區別がある。このうち、どの「本品」に従って整列すればよいのか。

まずは中國唐朝の制度を参照しよう。『舊唐書』職官志の記述によると、「本品」とは何よりもまず當該官人の「散位

〔散官〕の品秩を意味し、この散位（散官）の高下を以て當該の官人を職事官に任用する際の一應の基準としていたことがわかる。⁽³²⁾しかし、官制運用の實態においては職事官の昇進の方が散位（散官）の昇進よりも遙かに先を行くことが多い。⁽³³⁾このため、朝會における班次は、実際には散位ではなく職事官の官品を基準としたが、そのことは仁井田陞『唐令拾遺』公式令、復元第三十五條に、

およそ文武官の朝參の行立は、二王の後は、位、諸王侯の上に在らしめ、餘はおのおの職事の官品に依りて序と爲せ。⁽³⁴⁾

として明記されているとおりである（當該の「公式令」は『通典』⁽³⁵⁾、『唐會要』⁽³⁶⁾、『文獻通考』⁽³⁷⁾などに見える。この制度は金朝の「泰和の制」にも引き繼がれ、金制を介して元朝の制度にも引き繼がれている⁽³⁸⁾）。

また、朝會における班次と表裏の關係にある「服色」の制度を見ると、唐令では、

入仕十六考、職事官・散官皆五品に至りて、始めて緋を著るを許せ。三十考、職事官四品、散官三品にして、然る後、紫を衣るを許せ。（『唐會要』卷三十一、輿服上、内外官章服）⁽³⁹⁾

とあって、ここでも本来の基準は「散官」にあったことがわかる。しかし、実際には昇進速度の速い「職事官」に合わせて「賜紫」、「賜緋」などの形で本来の「散官」より高い服色を與えることが認められていたから、結局は「職事官」の高下が服色の基準になったといつてよいであろう（帶劍その他も實質的には職事官が基準となる⁽⁴¹⁾）。

もちろん、以上は中國の場合であるが、唐・宋・元制の影響下にあった高麗においても、班次や服色の基準は「散官」

ではなく「職事官」の品秩に置かれていたと考えることができる。その證據に、『高麗史』輿服志に見える服色の規定——これは朝會における「班次」と表裏一體の關係にある——は、「給舍中丞（給事中・中書舍人・御史中丞）以上の侍臣」などの、職事官を基準として定められている。⁴² また、祿俸についても散官ではなく職事官が基準となったことは、百官志の「文武班祿」の記載を見れば明らかである。⁴³ したがって、いわゆる「立本品行頭」の「本品」の場合も、當該の官人の保有する「散官」の品秩ではなく、「職事官」の品秩によって、いわゆる「本品」が定められていたと考えることが妥當であろう。

次に問題となるのは、當該の官人が複数の「職事官」を兼帯する場合、そのうちのどの官職が「本品」の基準になったのか、ということである。

この點について、たとえば百官志に記述する「文宗朝」の「諫議大夫」は「秩正四品」で「立本品行頭」であるから、諫議大夫はその「本品」である「正四品」の班次の先頭に立つ、というのが舊來の通説的な解釋であったが、最近の李鎮漢氏の研究はこれをあらまし次のように批判している。

「立本品行頭」の對象となる官職には、なるほど「直門下省（直門下）」や「諫議大夫」、「起居注」のように「品秩」の指定されているものもあるが、「知制誥」や「知御史臺事」「御史雜端」、「知閤門事」のように「兼官（兼職）」として運用され、それ自體としては「品秩」を持たないものも存在する（表五）。したがって、「立本品行頭」の制度における「本品」とは、當該の制度の對象として指定された「直門下省（直門下）」や「諫議大夫」、「起居注」などの、それぞれの「品秩」ではなく、當該の官職を兼帯する官人が別箇に保有しているもう一つの職事官、すなわち「本官（本職）」の品秩を意味している。實際、諫議大夫の任官事例を通覽すると、諫議大夫はおおむね卿監（從三品）、侍郎（正四品）クラスの職事官をその「本官（本職）」とするものが兼帯している場合が多い（後述）。この卿監（從三品）、侍郎（正四品）などの「本

表五 立本品行頭の諸官職（『高麗史』卷七十六、百官志より抜粋）

(1)	直門下省（直門下）	文宗定、一人、秩従三品。	睿宗十一年、詔立本品行頭。
(2)	諫議大夫	文宗定、左右各一人、秩正四品。	睿宗十一年、詔立本品行頭。
(3)	起居注	文宗定、一人、秩従五品。	睿宗十一年、詔立本品行頭。
(4)	三司使 三司副使 (三司)	文宗定、判事一人、宰臣兼之。使二人、正三品。知司事一人、副使二人、従四品。判官四人。	睿宗十一年、詔本司員、立本品行頭。
(5)	承宣 (中樞院、樞密院)	文宗定、……知奏事一人、左右承宣各一人、左右副承宣各一人、亦正三品。	睿宗十一年、詔承宣、立本品行頭。
(6)	知御史臺事 御史雜端 (御史臺)	文宗定、判事一人、大夫一人、秩正三品。知事一人。中丞一人、従四品。雜端一人、侍御史二人、竝従五品。	睿宗十一年、詔知事・雜端、立本品行頭。
(7)	翰林學士承旨 翰林學士 (翰林院)	文宗定、判院事、宰臣兼之。學士承旨一人、正三品。學士二人、正四品。侍讀學士一人、侍講學士一人、直院四人、其二權務。醫官二人。	睿宗十一年、刪定員吏。學士承旨・學士、竝正三品。侍讀學士・侍講學士、竝正四品。諸兼本院官、竝令立本品行頭。
(8)	知制誥		諸知制誥、亦立本品行頭。[翰林院・寶文閣兼者、謂之内知制誥。他官兼者、謂之外知制誥。後改知製教。]
(9)	諸殿學士	文宗定官制、諸殿大學士、秩従二品。學士、正四品。	睿宗十一年、詔諸殿學士、立本品行頭。
(10)	知閣門事	文宗定、判事、秩正三品。知事、兼官。	睿宗十一年、詔知閣門事、立本品行頭。

官（本職）の品秩こそが、「諫議大夫」に対する「立本品行頭」の待遇の基準となっていたのである……。

以上は李鎮漢氏の指摘を私なりに掻い摘んで紹介したものであるが、氏のこの指摘は極めて確なものであって、私としてはこの新説を積極的に支持したいと思う。ただし、このように解釋した場合、「諫議大夫」には「秩正四品」という品秩の定めがあるにもかかわらず、その「品秩」が「班次」の基準とならないのは一體どうしてなのかという、もう一つの新たな疑問が生じることもなる。

そこで李鎮漢氏は、いわゆる「品秩」を持った職事官のなかにも「班次」の基準となる官職と、そうでない官職とが存在することを想定し、前者を「本品官職」、後者を「非本品官職」と呼んで區別することを提唱している⁽⁴⁴⁾。しかしながら、「本品官職」でない官職、

すなわち「品秩」を持ちながら「班次」の基準とならない官職などというものは、そもそもが一種の形容矛盾に陥っているのではないだろうか。

「品秩」とは、そもそも朝會における「班次」に對應する概念であり、また「田柴科」や「祿俸」の多寡にも對應する概念である。ある官職に與えられた「品秩」は、それ自體が朝會における「班次」の基準となつて當然であるが、逆に「班次」の基準とならないのであれば、その官職に與えられた「品秩」は、そもそも存在しないに等しい。李鎮漢氏の提起したこの問題について、私は敢えて逆の方向から解決の糸口を見いだしたいと思う。

四 百官志の批判

『高麗史』百官志は「文宗定むらく（文宗定……）」と稱して高麗前期（文宗朝）における各種の官職の員額・品秩を記録しているが、このうち「祿官」についてはその員額・品秩を明示し、「兼官」については員額のみを示して品秩を示さないことが通例となっている。その一例として、ここでは「文宗朝」における御史臺の官制を検討しよう。

文宗定、判事一人。大夫一人、秩正三品。知事一人。中丞一人、從四品。雜端一人、侍御史二人、竝從五品。殿中侍御史二人、正六品。監察御史十人、從六品〔原注〕文吏各五人。〔高麗史〕卷七十六、百官志一、司憲府條

右の御史臺の官員のうち、大夫、中丞、雜端、侍御史、殿中侍御史、監察御史は「祿官」であるからその員額・品秩には明確な定めがあり、判事、知事は「兼官」であるから、その員額のみが示されて品秩には明確な定めがない。「雜端一

人」と「侍御史二人」については「竝びに從五品」とあるから、両者はいずれも從五品の「祿官」である。

もちろん、「兼官」についても大體どのクラスの官員が兼帯するのかが慣例によつて定められており、また「官位相當」の原則が確立した高麗後期（特に事元期以降）の官制においては「兼官」についてもその員額・品秩が明確に規定されるように變化していく。⁴⁵しかし、ここで問題としている「文宗朝」の官制については、その員額・品秩を明示するものが「祿官」であり、員額のみを示して品秩を示さないものは「兼官」であると理解しておいて、ひとまず問題は無いであろう。

いわゆる「祿官」と「兼官」の區別はだいたい以上のとおりである。ところで、前節に検討した「立本品行頭」の諸官職は、それが「立本品行頭」の對象となつている以上、當然「兼官」でなければならぬのに、百官志に記述する「文宗朝」の官制では、その多くが「祿官」として記録されている（前掲表五）。

このため李鎮漢氏は、いわゆる「祿官」のなかに「本品官職」と「非本品官職」の區別を設けてこの種の矛盾を解消しようとした。しかし、「立本品行頭」の制度は本来「兼官」に對する優待の制度であつたと考えなければならぬ以上、問題とすべきは、むしろこれを「祿官」として記録している「文宗朝」の官制の信憑性のほうであろう。

拙著『高麗官僚制度研究』の假説によれば、百官志に見える「文宗朝」（在位一〇四六―八三）の官制の記録は、その實、「文宗の舊制」に復したと稱する「恭愍朝」（在位一三五―一七四）の官制の引き寫しにすぎない。⁴⁶したがって、「立本品行頭」の諸官職については、本来「兼官」であつたこれらの官職が、高麗後期（特に事元期以降）のある時點において「祿官」となり、この變革後の官制が、百官志に「文宗朝」の官制としてそのまま引き寫されたのであると考えることができる。

その證據に、百官志にいわゆる「文宗朝」の官制は、墓誌銘その他に見られる高麗前期の實際の任官事例と對照すると、その「品秩」に食い違いのある場合が少なくない。以下、高麗前期（ないし事元期以前）における墓誌銘その他の傳記資料

を整理しながら、百官志に見える「立本品行頭」の諸官職の「品秩」について、またそれが「祿官」であったのか、「兼官」であったのかについて、個別に検証を加えていくことにしよう。

(1) 直門下省

直門下省（直門下）については百官志の「文宗朝」の官制に「一人、秩従三品」とある。しかし、同じ百官志には睿宗十一年（一一一六）に詔して「本品の行頭に立」たしめたところから、これは本来「秩従三品」の「祿官」ではなく、「立本品行頭」の対象となる「兼官」であったと理解しなければならない。

實際、墓誌銘その他の傳記資料を通覧すると、高麗前期（ないし事元期以前）の直門下省はおおむね卿監（従三品）クラスの仕事官が兼帯する「兼官」であったことが確認できる（本稿末尾、別表一）。別表中、楊帶春については「制して常朝を免じ、只だ兼官に視事せしむ」とあり、また李公壽については「國子監大司成（従三品）・兼直門下省」とあるから、これらの就任した「直門下省」が「兼官」であったことは明らかである。

これに對し、直門下省の後身である高麗後期（特に事元期以降）の「直都僉議」および「直門下」は、それ自體として單獨に任命される「祿官」に變化していたと考えられる。この點、傳記資料からは事元期以降の詳細な任官事例を得ることができないが、たとえば百官志の司議大夫（諫議大夫）の條の記載によると、司議大夫は恭愍王五年（二三五六）に諫議大夫に改められて「従三品」に昇格し、その班次は従三品の「直門下の上」に在った⁴⁷というから、當時の直門下（および諫議大夫）がそれ自體としての班次をもった「祿官」であったことは明らかである。また、高麗末の官制を引き継いだ朝鮮・太祖元年（二三九二）の官制でも、門下府には「直門下」一員が「従三品」の祿官として置かれて⁴⁸いる。

このように、高麗後期（特に事元期以降）の「直都僉議」ないし「直門下」は「一人、秩従三品」の「祿官」であったと

考えることができるが、だとすればこれを「一人、秩従三品」の「祿官」として規定する百官志の「文宗朝」の官制も、実際には高麗後期（特に事元期以降）の官制を引き寫したものにすぎない可能性が高い。そもそも高麗前期の段階では、當該の官職は「直門下省」と稱するのが通例であるから、これを「直門下」と呼ぶ百官志の記述は、その點からしてすでに不審である。⁴⁹

高麗前期の直門下省は「兼官」であった。したがって、食貨志に記述する穆宗朝・文宗朝の「田柴科」、および仁宗朝の「文武班祿」に「直門下省」の記述が見えないことは當然である。ただし、文宗朝の「文武班祿」には「二百石」の項に「直門下」が見えているが、この點については後に改めて考察する。

(2) 諫議大夫

諫議大夫については百官志の「文宗朝」の官制に「左右各一人、秩正四品」とある。しかし、同じ百官志には睿宗十一年（一一一六）に詔して「本品の行頭に立」たしめたとあるから、これは本来「秩正四品」の「祿官」ではなく、「立本品行頭」の對象となる「兼官」であったと理解しなければならない。

實際、墓誌銘その他の傳記資料を通覽すると、高麗前期（ないし事元期以前）の諫議大夫は卿監（従三品）ないし侍郎（正四品）クラスの職事官が兼帯する「兼官」として運用されていたことが明らかであり、その「本官」の品秩は必ずしも「秩正四品」に固定化していたわけではないことがわかる（別表二）。別表中、高宗朝（在位一一二一～一一五九）の官人・李世華の事例を見ると、かれは地方官より「朝散大夫（従五品下）・禮部侍郎（正四品）・右諫議大夫・寶文閣直學士・知制誥」を以て中央に召還され、その後、「吏部侍郎（正四品）」に昇進して「諫議に仍り」、さらに「朝議大夫（正五品下）・司宰卿（従三品）」に昇進して「諫議に仍」っていることが注目される。⁵⁰この場合、諫議大夫は「秩正四品」という固定的な品秩

をもった「祿官」としてではなく、卿監（從三品）ないし侍郎（正四品）相當の職事官（祿官）を「本官」とする官人が兼帯する「兼官」として運用されていることが明らかであろう。

ところが高麗後期（特に事元期以降）になると、諫議大夫は忠烈王元年（一二七五）に「司議大夫」に改稱され、恭愍王五年（二三五六）に再び「諫議大夫」に改められて、その品秩は「從三品に陞し、班は直門下の上に在」った。⁵²したがって、高麗末の諫議大夫は「從三品」という固定的な品秩をもち、それ自體としての固有の「班次」をもった「祿官」として運用されていたことが明らかである。また朝鮮・太祖元年（二三九二）の官制を見ると、そこでも「諫議大夫」は左右各一員で、「從三品」の「祿官」として位置づけられている。⁵³

百官志は「文宗朝」の諫議大夫を「左右各一人、秩正四品」の「祿官」として記述しているが、それは當該の官職が「兼官」から「祿官」に變化して以降の官制——具體的には恭愍王五年（二三五六）における官制改革の直前の官制——を引き寫したものにすぎないであろう。⁵⁴

高麗前期の諫議大夫は「兼官」であった。したがって、文宗朝の「田柴科」、および仁宗朝の「文武班祿」に諫議大夫の記述が見えないことは當然である。ただし、穆宗朝の田柴科には「田七十五結・柴四十五結」の項に「諫議大夫」が見え、また文宗朝の「文武班祿」には「一百七十三石五斗」の項に「諫議大夫」が見えるが、この點については後に改めて考察する。

(3) 起居注

起居注については百官志の「文宗朝」の官制に「一人、秩從五品」とある。しかし、同じ百官志には睿宗十一年（一一一六）に詔して「本品の行頭に立」たしめたとあるから、これは本来「秩從五品」の「祿官」ではなく、「立本品行頭」

の対象となる「兼官」であったと理解しなければならない。

實際、墓誌銘その他の傳記資料を通覧すると、高麗前期の起居注は國子司業（從四品）、郎中（正五品）、補闕（正六品）などの職事官が兼帯する「兼官」として運用されていたことが明らかである（別表三の二）。別表中、特に李陽・金富侗・金審言・趙文拔などの事例においては、それが「兼起居注」という形の「兼官」であったことが明記されている。また、その「本官」の品秩は、從四品、正五品、正六品など實にさまざまであり、決して「秩從五品」の「祿官」として固定化していたわけではない。

一方、高麗後期（特に事元期以降）の事例を検討すると、起居注はおおむね「祿官」として單獨で任命されていたようであり（別表三の二）、特に「金深墓誌銘」の書者である李暄の場合は、この墓誌銘が製作された忠肅王後八年（二三三九）の段階で「通直郎（正五品）・起居注（從五品）・知製教」であったことが確認できる。

事元期以降、特に忠烈王三十四年（二三〇八）の官制改革より以降は、いわゆる「官位相當」⁽⁵⁾の制度が確立し、官人の位階（散官）と官職（職事官）は、基本的にその品秩が一致することになった。したがって、上述の李暄の場合は、正五品・通直郎の位階を持つ官人が、それと相當する「起居注（從五品）・知製教」の官職に就いている事例として理解することができる。このうち知製教（舊知制誥）は兼職であるから、當然、「起居注」のほうが彼の本官（本職）であったということになる。百官志は「文宗朝」の起居注を「秩從五品」の「祿官」として記述するが、それは起居注が「兼官」から「祿官」に變化した事元期以降の官制——具體的には「文宗の舊制」に復したと稱する恭愍朝の官制——を引き寫したものにすぎないのであろう。

高麗前期の起居注は「兼官」であった。したがって、穆宗朝・文宗朝の「田柴科」、および仁宗朝の「文武班祿」に起居注の記述が見えないのは當然である。ただし、文宗朝の「文武班祿」には「一百石」の項に起居注が見えるが、この點

については後に改めて考察する。

(4) 三司使・三司副使

高麗時代の「三司」は國家の財政を掌る「尙書戸部」とは別箇に存在して、主として會計の管理(統計のチェック)を行っていた。⁽⁵⁶⁾この三司の官制について、百官志は次のように記述している。

文宗定むらく、判事一人、宰臣これを兼ね。使二人、正三品。知司事一人。副使二人、從四品。判官四人。(『高麗史』卷七十六、百官志一、三司條)

これによると、「使」、「副使」はその員額・品秩に明確な定めがあり、「判事」、「知司事」、「判官」は員額のみを示してその品秩には明確な定めがない。つまり、前二者は「祿官」であり、後三者は「兼官」であって、特に「判事」は「宰臣」の兼帯とすることが明記されている。しかし、同じ百官志の記述によると、睿宗十一年(一一一六)に詔して「三司の員は、本品の行頭に立」たしめたとあるから、これによると三司の官制は、「兼官」である判事、知司事、判官のみならず、使、副使についても本来すべて「兼官」として運用されていたと理解しなければならない。

實際、高麗前期における三司使・三司副使の任官事例を通過すると、前者はおおむね尙書(正三品)、卿監(從三品)クラスの職事官が兼帯する「兼官」であり、後者は侍郎(正四品)クラスの職事官が兼帯する「兼官」であったことが確認できる(別表四)。別表中、「兼三司使」、「兼三司副使」と明記する事例が少なくないことにも注目していただきたい。そうしてその「本官」の品秩は、必ずしも三司使が「正三品」、三司副使が「從四品」と固定化していたわけでもない。

百官志の「文宗朝」の官制は、三司使・三司副使をそれぞれ「正三品」・「從四品」の「祿官」として記述するが、それは當該の官職が「兼官」から「祿官」に變化した事元期以降の官制——具體的には「文宗の舊制」に復したと稱する恭愍朝の官制——を引き寫したものにすぎないのであろう。

高麗前期の三司使・三司副使は「兼官」であった。したがって、穆宗朝・文宗朝の田柴科、および仁宗朝の文武班祿に三司使・三司副使の記述が見えていないのは當然である。ただし、文宗朝の文武班祿には「秩三百石」の項に三司使が見え、「秩十三石五斗」の項に三司副使が見えているが、この点については後に改めて考察する。

(5) 知奏事・承宣

樞密院(舊中樞院)の「知奏事」、「承宣」は、いわば國王付きの機密秘書官といった役職であるが、百官志の「文宗朝」の官制によると、その員額は「知奏事一人、左右承宣各一人、左右副承宣各一人」で、いずれも「秩正三品」と記されている。つまり、百官志はこれらを「祿官」として規定しているわけである。しかしながら、同じ百官志には睿宗十一年(一一一六)に詔して承宣を「本品の行頭に立」たしめたとある。したがって、高麗前期の「承宣」(および知奏事)は、「祿官」ではなく「兼官」として運用されていたと理解しなければならない。

實際、高麗前期における知奏事・承宣の任官事例を通覽すると、知奏事はおおむね尙書(正三品)、卿監(從三品)、侍郎(正四品)クラスの職事官が兼帯する「兼官」であり、また左右承宣・左右副承宣は尙書(正三品)、卿監(從三品)、侍郎(正四品)、少卿監(從四品)、郎中(正五品)、員外郎(正六品)クラスの、かなり幅広い品秩の職事官が兼帯する「兼官」であったことが確認できる(別表五の一)。百官志に規定する「正三品」よりも、明らかに低い品秩の職事官が兼帯していることに注目していただきたい。これは「制度」と「運用」の相違といった次元を超えたもので、要するに、百官志の規定

そのものが誤っているのである。

ところが、高麗後期——具體的には忠烈王三十四年（二三〇八）の官制改革より以降——に「官位相當」の制度が確立すると、「知奏事」、「承宣」——改稱して「知申事」、「代言」という——に就任するものは、おおむね「正三品」の位階（正順・奉順大夫）をもつものに一定してくる（別表五の二）。これはつまり、知申事・代言の品秩が「正三品」として固定化してきたことを意味している。

なお百官志には、

恭愍王三年（一三五四）に、判司事・知申事・四代言は、皆祿官と爲す。（『高麗史』卷七十六、百官志一、密直司條）

と記されているが、ここで「知申事」、「代言」というのは、前述のとおり「知奏事」、「承宣」をそれぞれ事元期に改稱したものである。これらの官職は、この恭愍王三年（一三五四）にはじめて「祿官」になったのであるから、逆にいえば、それ以前の知奏事・承宣は當然「兼官」であり、員額・品秩に明確な定めをもつ定員内の「祿官」ではなかったことが明らかである。百官志の「文宗朝」の記述は、それ自體が一種の自家撞着に陥っているといわざるを得ない。⁵⁷

高麗前期における知奏事・承宣は「兼官」であった。したがって、穆宗朝・文宗朝の「田柴科」、および文宗朝・仁宗朝の「文武班祿」に知奏事・承宣の記述が見えていないのは當然である。

（6）知御史臺事・御史雜端

百官志の「文宗朝」の官制によると、官紀の肅正を掌る御史臺には「知事一人」をおき、また「雜端一人、侍御史二人、

並びに従五品」をおいたことになっている。このうち、「知事一人」についてはその「品秩」を示していないが、これは百官志の他の記述形式に照らして、「知事一人」が「兼官」として運用されていたことを示していると理解しなければならない。実際、高麗前期の任官事例を通覧すると、知御史臺事はおおむね卿監（従三品）、侍郎（正四品）クラスの職事官が兼帯する「兼官」であったことが明らかである（別表六の一）。

一方、「御史雜端」については、「侍御史」と併記して「並びに従五品」と述べているから、百官志は「文宗朝」の御史雜端を「一人、秩従五品」として記述している、ということになるであろう。しかしながら、同じ百官志の記述によると、「知事・雜端」は睿宗十一年（一一一六）に「本品の行頭に立」たしめたとある。したがって、御史雜端は上述の知御史臺事と同様、本来は「兼官」として運用されていたと理解しなければならない。

実際、墓誌銘その他の傳記資料によって高麗前期における御史雜端の任官事例を通覧すると、御史雜端はおおむね少卿監（従四品）、郎中（正五品）クラスの職事官が兼帯する「兼官」として運用されていた事例がほとんどである（別表六の二）。別表中、「兼御史雜端」と稱する事例が数多く存在することにも注目していただきたい。では「兼」字のない場合は「祿官」なのかというと、もちろんそうではなくて、単に「兼」字を省略しているにすぎない。また、これ以外にも「御史雜端」の官銜が單獨で示されている事例は多数存在するが、その場合も少卿監（従四品）、郎中（正五品）などの「本官」の表記を省略しているにすぎないと考えることが妥当であろう。

「御史雜端」は事元期以降に一旦廃止されるが、恭愍王十一年（一三六二）の官制では「秩従五品」の「祿官」として復活し、次に恭愍王十八年（一三六九）の官制では「秩従五品」の「持平」に改められている。そうして朝鮮・太祖元年（一三九二）の官制では、「正五品」の祿官として「雜端二」が設けられ、これが太宗元年（一四〇二）に再び「持平」に改められて、そのまま『經國大典』の官制として定着していく。

このように「御史雜端」は高麗・恭愍朝に復活して「祿官」として運用されていたが、だとすれば、これを「一人、秩從五品」の「祿官」として規定する百官志の「文宗朝」の官制は、実際には「文宗の舊制」に復したと稱する恭愍朝の官制を引き寫したものにすぎないのであろう。

高麗前期の「知御史臺事」、「御史雜端」は「兼官」であった。したがって、穆宗朝・文宗朝の田柴科、および仁宗朝の文武班祿に知御史臺事・御史雜端の記述が見えていないのは當然である。ただし、文宗朝の文武班祿には「二百二十石」の項に「御史雜端」が見えているが、この点については後に改めて考察する。

(7) 翰林院

翰林院については、百官志に次のように記されている。

文宗定むらく、判院事、宰臣これを兼ね。學士承旨一人、正三品。學士二人、正四品。侍讀學士一人。侍講學士一人。直院四人、その二は權務。醫官二人。睿宗十一年、員吏を刪定す。學士承旨・學士は、並びに正三品。侍讀學士・侍講學士は、並びに正四品。およそ本院の官を兼ねるは、並びに本品の行頭に立たしむ。(『高麗史』卷七十六、百官志一、藝文館〔翰林院〕條)

これによると、「文宗朝」の官制において「學士承旨」は「一人、正三品」、「學士」は「二人、正四品」。それぞれ員額・品秩に明確な定めのある「祿官」であり、「侍讀學士」、「侍講學士」は員額のみ定めて品秩に定めのない「兼官」であったと理解することができる。しかし、睿宗十一年(一一一六)に翰林院の官員は「立本品行頭」の対象となった。し

たがって、「兼官」としての侍讀學士・侍講學士はもとより、「正三品」の翰林學士承旨、「正四品」の翰林學士についても、それらは本来「兼官」として運用されていたと理解しなければならない。

實際、高麗前期における翰林學士承旨・翰林學士の任官事例を通覽すると、前者はおおむね尙書（正三品）、卿監（從三品）クラスの職事官が兼帯する「兼官」であり、後者はおおむね尙書（正三品）、卿監（從三品）、侍郎（正四品）クラスの職事官が兼帯する「兼官」であったことが明らかである（別表七）。また、その「本官」の品秩を見ると、必ずしも百官志の記述のように「正三品」ないし「正四品」に固定化していたわけではない。

次に、高麗後期（特に事元期以降）の官制を見ると、翰林院の後身である藝文春秋館の官制は、「大詞伯三人、從二品。詞伯二人、正三品。直詞伯二人、正四品。應教二人、正五品。供奉二人、正六品」となっているが、「已上は並びに兼官」とあるから、藝文春秋館（舊翰林院）の官職は、依然として「兼官」であったことが確認できる。⁵⁸⁾

ついで、恭愍王五年（一三五〇）に藝文春秋館が「翰林院」に改稱されると、この翰林院には「學士承旨、正三品。待制、正五品。供奉一人、正七品。檢閱一人、正八品。直院二人、正九品」が置かれている。「學士承旨」と「待制」はその品秩のみを示して員額が示されていないから、これらは「祿官」ではなく「兼官」として運用されていたのであろう。しかし、朝鮮・太祖元年（一三九二）の官制を見ると、この翰林院の後身である「藝文春秋館」には「大學士二（正二品）、學士二（從二品）などの「祿官」がおかれ、太宗元年（一四〇二）に藝文春秋館を「藝文館」と「春秋館」に分割した際にも藝文館は「祿官」とし、春秋館は「兼官」としていることが確認できる。⁶⁰⁾ 翰林院（藝文館）の學士承旨・學士は、恭愍朝以降のある時点から「祿官」に變化しているのである。

このように高麗後期、特に恭愍朝以降の官制においては、従来「兼官」として運用されていた翰林院（藝文春秋館）の官職が、その一部は「祿官」として運用されるように變化している。百官志に見える「文宗朝」の官制は、実際にはこの

恭愍朝以降の官制を引き寫したものにすぎないのであろう。

高麗前期の翰林學士承旨・翰林學士は「兼官」であった。したがって、穆宗朝・文宗朝の田柴科、および文宗朝・仁宗朝の文武班祿に翰林學士承旨・翰林學士の記述が見えていないのは當然である。

(8) 知制誥

高麗では翰林院・寶文閣の官員で知制誥を兼ねるものを「内知制誥」すなわち「内制」といい、他の官員で知制誥を兼ねるものを「外知制誥」すなわち「外制」といった。この「内制」、「外制」を併せて「兩制」という。いずれも國王の王命文書、特に官職の任免に關する王命文書の本文（制詞・敕詞）を起草することを職掌とするが、「内制」の場合は特に國王による直々の任命（特授）に關わる王命文書を起草することを職掌とする。知制誥については、すでに周藤吉之氏によつて周到な研究が行われているが、念のため、その任官事例の若干を例示しておく（別表八）。この知制誥に任じられるものは、いずれも「常參官」以上の文臣（科擧出身官僚）であることに注目しておきたい。

百官志の記述によると、知制誥は睿宗十一年（一一一六）に「本品の行頭に立」たしめたとあるが、もともと知制誥は「兼官」であるから、それが「立本品行頭」の對象となつたことには矛盾はない。また、食貨志に見える穆宗朝・文宗朝の「田柴科」、および文宗朝・仁宗朝の「文武班祿」に知制誥は見えていないが、これも知制誥がもともと「兼官」であつたことを考えれば當然である。

(9) 諸殿學士

百官志の「文宗朝」の官制において、集賢殿・修文殿などの諸殿の大學士は「秩從二品」、學士は「秩正四品」と定め

られている。これによると、諸殿の大學士・學士は「品秩」にのみ定めがあつてその「員額」には定めがない。また、同じく百官志の記述によると、睿宗十一年（一一一六）に詔して「諸殿學士」は「本品の行頭に立」たしめたとある。したがつて、諸殿の學士（および大學士）はいずれも「立本品行頭」の對象となる「兼官」として運用されていたと理解しなければならぬ。

實際、大學士・學士の任官事例を通覽すると、大學士はおおむね宰臣が兼帶する「兼官」であり、學士は尙書（正三品）、卿監（從三品）、侍郎（正四品）クラスの職事官が兼帶する「兼官」であつたことが確認できる（別表九）。ただし、その品秩は必ずしも百官志に記述するように、大學士が「秩從二品」、學士が「秩正四品」と固定化していたわけではない。

百官志は諸殿の學士（諸館殿學士）について、

おおむねみな文臣の才學あるものを選んで入銜兼帶せしめ、以て侍從に備う。（『高麗史』卷七十六、百官志一、諸館殿學士）

と説明しているから、大學士・學士は高麗時代を通して一貫して「兼官」として運用されていたと理解しておくことが妥當であろう。

高麗時代の「諸殿學士」は「兼官」であつた。したがつて、穆宗朝・文宗朝の「田柴科」、および仁宗朝の「文武班祿」に「諸殿學士」の記述が見えていないことは當然である。ただし、文宗朝の「文武班祿」には「三百五十三石五斗」の項に「諸殿大學士」が見え、「十六石十斗」の項に「諸殿學士」が見えているが、この點については後に改めて考察する。

(10) 知閤門事

百官志の「文宗朝」の官制において、もともと知閤門事は「兼官」として位置づけられている。したがって、知閤門事が睿宗十一年(一一一六)に「立本品行頭」制度の対象になったことと、それが「兼官」であったこととの間には矛盾はない。

墓誌銘その他の傳記資料を通覧すると、高麗前期における知閤門事はおおむね卿監(從三品)、侍郎(正四品)、少卿監(從四品)クラスの職事官が兼帯する「兼官」であって、その「本官」の品秩は特に固定化されていなかったことが確認できる(別表十)。

高麗前期の知閤門事は「兼官」であった。したがって、穆宗朝・文宗朝の「田柴科」、および文宗朝・仁宗朝の「文武班祿」に知閤門事の記述が見えていないことは當然である。

* * *

以上、百官志に見える「立本品行頭」の諸官職が、高麗前期においてはすべて「兼官」であったとする假説に基づいて、これを「祿官」として記述する百官志の本文の批判を行ってきた。批判の重點は、これらの官職が前期において「兼官」であったことの論證に偏ったため、それらが後期(特に事元期以降)において「祿官」に變化したとする、もう一つの假説については十分な論證が伴っていない。そうした點を含めて、もちろん百官志の記述を素朴に信賴する立場の論者から見れば、本節の内容はすいぶんと亂暴な、武斷的な議論として目に映ったことであろう。

なにより、食貨志に記述する「文宗三十年」の「文武班祿」には、筆者が先に「兼官」であると假定した「立本品行

表六 「立本品行頭」の諸官職と田柴科・祿俸の関係

番號	官職	穆宗朝 田柴科	文宗朝 田柴科	文宗朝 祿俸	仁宗朝 祿俸
(1)	直門下省	—	—	200石 (3000斗)	—
(2)	諫議大夫	田 75 結、柴 45 結	—	173石 5斗 (2600斗)	—
(3)	起居注	—	—	100石 (1500斗)	—
(4)	三司使	—	—	300石 (4500斗)	—
	三司副使	—	—	13石 5斗 (200斗)	—
(5)	知奏事	—	—	—	—
	承宣	—	—	—	—
(6)	知御史臺事	—	—	—	—
	御史雜端	—	—	120石 (1800斗)	—
(7)	翰林學士承旨	—	—	—	—
	翰林學士	—	—	—	—
(8)	知制誥	—	—	—	—
(9)	諸殿大學士	—	—	353石 5斗 (5300斗)	—
	諸殿學士	—	—	16石 10斗 (250斗)	—
(10)	知閣門事	—	—	—	—

頭」の諸官職について、その祿俸の支給額が明確に示されている(表六)。この文宗三十年(一〇七六)の「文武班祿」によると、問題の諸官職はすべて「祿官」であったと理解しなければならぬから、この記述に間違いがないとすれば、筆者の上述の假説などは、そもそもその前提からして吹き飛んでしまう。しかし、食貨志に見える「文宗朝」の「文武班祿」の記述は、果たして高麗前期の實態を正しく反映したものと言えるのだろうか。

たとえば、食貨志に見える「文宗朝」の「外官祿」の記述——これはおそらく「文宗朝」の「文武班祿」と同源の史料に基づくと考えられる——を見ると、その「二十六石十斗」の諸縣令のなかには、當時は存在していなかった「管城縣令」、「大丘縣令」、「基陽縣令」などの諸官職が一緒に記載されていることに氣づく。

『高麗史』地理志の記述によると、管城(沃川)・大丘(天邱)に縣令・縣尉が置かれたのは仁宗二十一年(一一四三)、基陽(醴泉)に縣令・縣尉が置かれたのは明宗二年(一一七二)、いずれも「文宗朝」より以降の事柄に屬する。した

がって、『高麗史』食貨志の「外官祿」の條に見える「文宗朝」の記述は、高麗前期の官制としてそのまま無條件に信頼することはできない。⁶³⁾

それと同じことは、食貨志に見える「文宗朝」の「文武班祿」（文宗三十年定）や「田柴科」（文宗三十年更定）についてもいえる。たとえば、「文武班祿」の「三百石」の項に「左右常侍」、「二百石」の項に「直門下」が見えるが、高麗前期においてはこれらは「左右散騎常侍」、「直門下省」と稱するのが通例であるから、この「文武班祿」の記述には何かしら不審なところがある。百官志には、

穆宗の時、左右散騎常侍あり。文宗定むらく、左右各一人、秩正三品。後、左右常侍に改む。（『高麗史』卷七十六、百官志一、門下府條）

といつて、その改稱の時期を明らかにしていないが、諫議大夫（司議大夫）の改稱事例⁶⁴⁾などから考えると、おそらくは忠烈王元年（一二七五）の官制改革における改稱であろう。「左右常侍」は「文宗の舊制」に復したと稱する恭愍王五年（一三五六）の官制改革では再び「左右散騎常侍」と改稱され、ついで事元期の官制に復した恭愍王十一年（一三六二）の官制改革では再び「左右常侍」に改稱されているが、このこともまた、高麗前期においては「左右常侍」ではなく、「左右散騎常侍」というのが正式の名稱であったことを示唆している。また、これと同様、「直門下」ではなく「直門下省」というのが高麗前期の正式の名稱であったことについても、本稿末の「別表二」に例示したとおりである。

したがって、これらを「左右常侍」、「直門下」と稱する「文宗朝」の「文武班祿」の記述には、高麗後期（特に事元期以降）の内容が映り込んでいる可能性を排除することができない。

次に、「田柴科」の第十六科（田二十二結）の項には「卜助教」が見えるが、これは百官志によると恭愍王五年（二三五六）に「文宗の舊制に復」した際、はじめて「加置」された官職であるという。⁶⁶にもかかわらず、それが「文宗三十年更定」の「田柴科」にすでに記載されているのは不審である。

このように細かいことを言い出すと、食貨志の「文武班祿」および「田柴科」の記録にはいろいろと疑念を抱かせる點が少なくない。もちろん、だからといって「立本品行頭」の諸官職を「祿官」とする「文宗朝」の「文武班祿」の規定が、すべて自動的に否定されるわけではないが、少なくともその内容が絶対的なものではないということ、その一部に後世の制度が映り込んでいる可能性を排除することができないということだけは確かであろう。

筆者は「立本品行頭」の制度が、そもそも「兼官」に對する優待の制度として設けられたと理解するから、その對象となる諸官職は當然「兼官」であり、「兼官」である以上は、當該の官職それ自體を對象として「田柴科」や「文武班祿」の待遇が定められることはなかったと理解している。

もちろん、あらゆる制度に「例外」は付きものであるから、たとえば「參知政事」のように「宰臣」として重要な職務の場合、形式上は兼官であっても「田柴科」や「文武班祿」などの諸待遇を特別に定めたと理解することは可能であろう。⁶⁷そうしてそれと同じように、「立本品行頭」の諸官職についても、その「兼官」の職務に對する「手當て」を上乗せした形で特別に「文武班祿」の待遇が定められていたのだと理解することは可能であるのかもしれない。

しかしその場合は、同じ理屈で「田柴科」にも特別の待遇が定められてしかるべきであるのに、穆宗朝・文宗朝の「田柴科」には、「立本品行頭」の諸官職に對する待遇の規定が見えていない（ただし、諫議大夫だけは例外⁶⁸）。また、「仁宗朝」の「文武班祿」にも、それに對應する規定は見えていない。要するに、いわゆる「文宗朝」の「文武班祿」だけが、他の規定に比して何かしら浮き上がってしまったのである。

この「文宗朝」の「文武班祿」の特異性——仁宗朝のそれとの違い——について、従来の通説では「文宗朝」の「祿官」が「仁宗朝」の「兼官」に變化したのであると説かれてきた。⁶⁹しかし、「立本品行頭」の制度を「兼官」に對する優待の制度として理解する筆者は、逆に、これらの官職が「兼官」から「祿官」に變化した段階、具體的には高麗後期（特に事元期以降）の段階において、はじめて「立本品行頭」の諸官職に對する「員額」と「品秩」が定められ、それに伴ってはじめて「立本品行頭」の諸官職に對する「文武班祿」の待遇が定められたのであると理解したい。

いわゆる「文宗朝」の「文武班祿」とは、実際にはずっと降った高麗後期——おそらくは「文宗の舊制」に復したと稱する恭愍朝の官制——を引き寫したものにすぎないのである。

おわりに

本稿では高麗時代の「兼職制」に關する先學の論争を手掛かりとして、當該時期における「祿官」、「兼官」の問題について論じてきた。

『高麗史』百官志に記載された諸官職には「祿官」と「兼官」の區別があり、祿官にはその員額・品秩に明確な定めがあるが、兼官の場合は員額の定めがあるだけで、必ずしも固定的な品秩の定めはない。祿官はその品秩に對應して「田柴科」や「文武班祿」の給付を受けるが、兼官の場合は當該の官人が保有する「本官」、すなわち祿官に準じて「田柴科」や「文武班祿」の待遇が定められるので、兼官それ自體に對して「田柴科」や「文武班祿」の待遇が定められることはなかった。

ところが『高麗史』食貨志に記載された穆宗朝・文宗朝の「田柴科」、および文宗朝・仁宗朝の「文武班祿」を見ると、

本来「兼官」として位置づけられていたはずの諸官職、とりわけ睿宗朝において「立本品行頭」の対象となった諸官職についても、他の「祿官」と同じようにその待遇を記載している場合がある。

たとえば、「文宗朝」の「文武班祿」には、睿宗十一年（一一二六）に「立本品行頭」の対象となった直門下省（直門下）、その他の官職が多数記載されているが、本稿ではこれを「文宗朝」の官制としてそのまま承認する通説を退け、当該の「文武班祿」の内容には事元期以降の官制——具體的には「文宗の舊制」に復したと稱する恭愍朝の官制——が映り込んでいる可能性を指摘するに至った。

もとよりこれは假説にすぎないのであるが、この假説に依據して「立本品行頭」の制度を再解釋すると、本来「兼官」であった「立本品行頭」の諸官職が、「文宗朝」の「文武班祿」に他の「祿官」と並べて記載されていることの矛盾は基本的に解消する。また、この假説に依據して百官志および食貨志に見える諸官職の記述を再検討すると、これまで韓國の學界において繰り廣げられてきた「本職」と「兼職」に関する議論、ないし「重複職」に関する議論についても、その主要な對立點はほぼ解消することができるものと思う。

睿宗十一年（一一二六）に「立本品行頭」の対象となった諸官職は、本稿末の「別表」に多くの事例を挙げて實證したとおり、高麗前期においては基本的に「兼官」として運用されていた。しかし、その多くは高麗後期（特に事元期以降）に「祿官」に改められ、それ自體として單獨で任命されるように變化していく。百官志や食貨志に記述する「文宗朝」の官制は、実際にはこの高麗後期（特に事元期以降）の官制を引き寫したものにすぎないと考えられるが、そこには「兼官」の「祿官」化と、それに伴う「祿官」の員額の増大という、高麗後期における官制の動向がはっきりと刻印されていることにも注目しておかなければならない。

高麗時代における官僚機構の構成員数について、宋・孫穆の『雞林類事』（『說郛』所引）には、「國官は、月に六たび參

ず。文班は七百十員、武班は五百四十員、六拜踏舞して退く」とある。¹⁰⁾文武班で合計千二百五十員という計算になる。これは地方官(外官)を除いた京官のみの数字であろう。

また、宋・徐兢の『宣和奉使高麗圖經』(卷十六、官府、倉廩)を見ると、「内外の見任受祿官は三千餘員。散官・同正の、祿無くして田を給する者は、また一萬四千餘員」とあるから、¹¹⁾ここでは地方官(外官)を含めた高麗前期の文武官人の員額が、大約「三千餘員」であったことがわかる。

ところが、高麗後期(特に事元期以降)における官僚機構の構成員数は、これよりさらに肥大化する傾向にあった。『高麗史』忠烈王世家に引用する元・中書省の咨文の添付書類(録連事目)、その中に引かれた元人・闊里吉思らの上言によると、

本國王京の裏外(内外)の諸司衙門・州縣は、摠べて三百五十八處。官を設くること大小四千三百五十五員。民より刻削して、甚だ冗濫たり。(『高麗史』卷三十二、忠烈王世家五、二十七年四月己丑條)¹²⁾

とあって、その冗官ぶりが指弾されている。高麗前期(仁宗朝)における「内外見任受祿官」が「三千餘員」であったことを考えると、高麗後期(忠烈王朝)當時の「大小四千三百五十五員」という数字は、確かに一・五倍近くの増大である。その原因は、(1)高麗後期(すなわち武臣の亂以降)において従来冷遇されていた武臣のポストが大幅に増加したこと、また(2)地方官(守令)の存在しない屬邑に對する「監務」の派遣——これも主として武臣のポストとなる——が新規に増大したこと、などであるが、同時に(3)従来「兼官」として運用されていたポストが、新たに「祿官」として單獨で運用されるようになったこと、などもその要因として擧げることができるであろう。

武臣政権の成立以後、中央政界において權門による權力闘争が激化すると、その時々々の權力者たち（國王を含む）は、自己の權力基盤を固める手段としての「官職」に着目し、「官職」の分配を通して自己に追従する勢力を確保することに努めていた。このため、官僚機構においては、本来必要とされる以上に官員のポストが増大する傾向にあったが、さしずめこの「官職」のパイを増やす必要から、もともと「兼官」で間に合っていた官職までが「祿官」として單獨で任命されるように變化していったのであろう。そうして、その變化を定式化したものが、忠烈王元年（一二七五）の官制であり、また「文宗の舊制」に復したと稱する恭愍朝（在位一三五―一七四）の官制に他ならない。

ある官職が當該の官人にとつて「本職」であるか「兼職」であるか、はたまた「重複職」であるか——そんなことは、本来、それほど重要な問題ではない。しかし、高麗後期（特に事元期以降）における「兼官」の「祿官」化というこの傾向は、當該時期における激烈な權力闘争の一面を、たしかに反映しているのである。

注

- (1) 張東翼「高麗前期の兼職制について（上・下）」『大丘史學』十一、十七、一九七六、七九年、大邱、大丘史學會
- (2) 周藤吉之『高麗朝官僚制の研究』（一九八〇年、東京、法政大學出版局）、特に第二章「高麗初期の官吏制度——とくに兩府の宰相について」、参照。
- (3) 崔貞煥『高麗・朝鮮時代祿俸制研究』（一九九一年、大邱、慶北大學校出版部）、特に第四章「高麗中書門下省の祿俸規定とその運営實態」、第五章「高麗中樞院樞臣の祿俸規定とその運営實態」、同『高麗史』百官志の研究——譯註『高麗史』百官志（二〇〇六年、ソウル、景仁文化社）、特に第二章第三節「宰・樞臣職と實職及び兼職關係に対する問題點」、参照。
- (4) 朴宰佑「高麗前期宰相の運営原理と權力構造」、『歴史と現實』第二十六號、一九九七年、ソウル、歴史批評社）、同「高麗時代の宰相兼職制研究」、『國史館論叢』第九十二輯、二〇〇〇年。
- (5) 朴龍雲「高麗時期の兼職と重複職に對する論議と權力構造」、『韓國國史研究』第百三十六輯、二〇〇七年。「高麗時期歴史の幾つかの問題」所收、二〇一〇年、ソウル、一志社）
- (6) 顯宗即位年（一〇〇九）に康兆が「吏部尚書・參知政事」となり、陳頤が「刑部尚書・參知政事」となったのはその一例。○『高麗史』卷

(4) 顯宗世家、即位年三月條 以柳允孚爲門下侍中。柳邦憲爲門下侍郎・平章事。康兆爲吏部尚書・參知政事。陳頤爲刑部尚書・參知政事。劉璿・王同頴爲尚書左右僕射。崔沆・金審言爲左右散騎常侍。蔡忠順爲吏部侍郎・左諫議大夫。金勳爲兵部尚書。文仁涓爲工部尚書。

(7) 前掲注(4)。
拙著『高麗官僚制度研究』(二〇〇八年、京都、京都大學學術出版會)、特に第八章「高麗事元期における官品構造の變革」、參照。

(8) 拙著に對する濱中昇氏の書評(『史學雜誌』第百十八編第十號、二〇〇九年十月)に次のように言う。「『高麗史』百官志における文宗朝の官制の記述は、「文宗舊制」への回歸を謳った恭愍王五年の官制の引き寫しであった、ということに關しては第八章ではほぼ實證されたといつてよい。そして、その引き寫しが『周官六翼』において既に行われていたという著者の推測も、説得力に富む(一〇九頁)。この濱中氏の評價は筆者にとっては大變に心強い。とはいへ、拙著の假説は依然未檢證の段階で、必ずしも大方の支持を得ているとは言えない。

(9) 李龍善編著『高麗墓誌銘集成』(第四版、二〇〇六年、春川、翰林大學校出版部)では、武臣の亂以前を「前期」、次に「武臣政權時代」、次に事元期以降(忠烈王以降)を「後期」としている。一般にはこの「三區分法」を用いる論者も多いが、筆者は「武臣執權期」から「事元期」に至る政治史の流れを一體として捉えることが必要であると考

えるため、これを「後期」として一括りにしている。

(10) 『新唐書』卷四十六、百官志一 宰相之職、佐天子、總百官、治萬事、其任重矣。然自漢以來、位號不同、而唐世宰相、名尤不正。初、唐因隋制、以三省之長、中書令、侍中、尚書令、共議國政。此宰相職也。其後、以太宗嘗爲尚書令、臣下避不敢居其職、由是僕射爲尚書省長官、與侍中・中書令、號爲宰相。其品位既崇、不欲輕以授人、故常以他官居宰相職、而假以他名。自太宗時、杜淹以吏部尚書參議朝政、魏徵以祕書監參預朝政。其後或曰「參議得失」、「參知政事」之類、其名非一。

(11) 皆宰相職也。貞觀八年、僕射李靖以疾辭位。詔疾小瘳、三兩日一至中書門下平章事、而「平章事」之名、蓋起於此。其後李勣以太子詹事同中書門下三品。謂同侍中・中書令也。而「同三品」之名、蓋起於此。然二名不專用、而佗官居職者、猶假佗名如故。自高宗已後、爲宰相者必加「同中書門下三品」、雖品高者亦然。惟三公、三師、中書令則否。其後改易官名、而張文瓘以東臺侍郎同東西臺三品。「同三品」入銜、自文瓘始。永淳元年、以黃門侍郎郭待舉、兵部侍郎岑長倩等、同中書門下平章事。「平章事」入銜、自待舉等始。自是以後、終唐之世、不能改。

(12) 『宋史』卷一百六十一、職官志一、宰相之職 宋承唐制、以同平章事爲真相之任。無常員。有二人、則分日知印。以丞郎以上至三師爲之。

(13) 『宋史』卷一百六十一、職官志一、參知政事 掌副宰相、毗大政、參庶務。乾德二年置、以樞密直學士薛居正、兵部侍郎呂餘慶、竝本官參知政事。先是、已命趙普爲相、欲置之副、而難其名稱。以問翰林學士陶穀曰、「下宰相一等、有何官。」對曰、「唐有參知機務、參知政事。」故以命之。

(14) 前掲注(3)、朴宰佑論文、參照。

(15) 『高麗史』卷五、顯宗世家、十八年正月辛亥條 以崔士威爲太子太師。蔡忠順・李龔、竝爲門下侍郎。徐訥、爲內史侍郎。郭元・李可道、竝參知政事。李端・金猛、竝爲中樞使。梁稞、爲左僕射。崔冲、爲給事中。(同様の例は『高麗史』卷七、文宗世家、七年七月己未條。卷十五、仁宗世家、三年十二月壬戌條。卷十五、仁宗世家、四年四月辛亥條。卷十六、仁宗世家、十四年十二月庚申條。卷二十一、高宗世家、十五年十二月戊辰條にも見える。)

(16) 『高麗史』卷二十四、高宗世家、四十五年十二月壬寅條 以崔滋同中書門下平章事。金起孫、爲中書侍郎・平章事。鄭准、參知政事。李藏用、爲政堂文學。李世材、知門下省事。趙珣、守司空。金寶鼎、爲樞密院(事)〔使〕。金之岱、同知樞密院事。柳澈・皇甫琦・孫挺烈、竝

- (16) 爲樞密院副使。金佺・朴成梓、爲左右僕射。鄭世材、爲右副承宣。黃周亮は徳宗三年(一〇三四)に「政堂文學・判翰林院事」になっているが、これは「政堂文學」が翰林院の職掌と関連の深いことを示唆している。○『高麗史』卷五、徳宗世家、三年正月丁亥條 以黃周亮爲政堂文學・判翰林院事。
- (17) 拙著『高麗官僚制度研究』、特に第二章「高麗睿宗朝における意思決定の構造」、参照。
- (18) 宣宗八年(一〇九一)に金上琦を「戸部尙書・政堂文學」に任命したこと、宣宗十年に林槩を「中樞院使・刑部尙書」に任命したこと、宣宗五年(一〇八八)に李資仁を「殿中監・中樞院副使」に任命したことなどはその一例。○『高麗史』卷十、宣宗世家、八年七月丁丑條 以金上琦爲戸部尙書(正三品)・政堂文學。柳奭、同知中樞院事。○『高麗史』卷十、宣宗世家、十年五月戊戌條 以邵臺輔爲中書侍郎・平章事・判刑兵部事。徐靖爲尙書左僕射・參知政事。金上琦爲吏部尙書・參知政事・修國史。柳奭爲禮部尙書・參知政事。林槩爲中樞院使・刑部尙書。李預知中樞院事・翰林學士承旨。○『高麗史』卷十、宣宗世家、五年十二月庚子條 以李顔爲刑部尙書・參知政事。李資仁爲殿中監(從三品)・中樞院副使。
- (3) 朴宰佑論文、参照。その他、宰臣・樞密の任官事例は、今日では朴龍雲氏の一連の著作にはほぼ網羅的に列擧されている。朴龍雲『高麗時代中書門下省宰臣研究』(二〇〇〇年二月、ソウル、一志社)、同『高麗時代尙書省研究』(二〇〇〇年十二月、ソウル、景仁文化社)、同『高麗時代中樞院研究』(二〇〇一年、ソウル、高麗大學校民族文化研究院)。
- (19) 拙著『高麗官僚制度研究』において、筆者はいわゆる宰樞の職を「兼職」と呼び(七五・七六頁)、その一方で宰樞が六部・寺監の長官職を兼帯することも述べている(一六九頁)。これは矛盾といえは矛盾であるが、前者は宰樞のことを形式面から「兼職」とよび、後者は宰樞の職務をその實質面から「本職」と見なして、彼らが兼帯する六部・寺監の長官職の方を「兼職」とよんでいるにすぎない。要は重點の置き方の問題である。
- (20) 北宋時代の「寄祿官」と「差遣」との関係については、周藤吉之『高麗朝官僚制の研究』(一九八〇年、東京、法政大學出版局)九七頁、梅原郁『宋代官僚制度研究』(一九八五年、京都、同朋舎出版)九・十頁、などに言及がある。
- (21) 周藤氏前掲書、九七頁、一〇一―一〇二頁。
- (22) 『高麗史節要』卷十四、神宗二年六月條 知奏事崔忠獻、以兵部尙書知吏部事、摠文武銓注、出入禁闈、以兵自衛。
- (23) 前掲注(5)、参照。
- (24) 『高麗史』卷七十六、百官志 典校寺、掌經籍祝疏。國初、稱內書省。成宗十四年(九九五)、改秘書省。有監・少監・丞・郎・校書郎・正字。文宗定、判事、秩正三品〔文宗五年(一〇五一)、內史門下省奏、「諸司判事、本皆權帶、近皆爲祿官、有違古制。請改之。」從之。〕監一人、從三品。少監一人、從四品。丞二人、從五品。郎一人、從六品。校書郎二人、正九品。正字二人、從九品。校勘二人。
- (25) 『東國李相國文集年譜』李滄撰。『高麗墓誌銘集成』一八八、李奎報墓誌銘。
- (26) 『高麗史』卷三十、忠烈王世家、十八年閏六月辛亥條 以金暉爲僉議參理・世子貳傅。韓希愈、知僉議府事・世子貳保。金忻、判三司事。鄭仁卿・柳陞・崔有濟、竝同知密直司事。李混・張舜龍、竝副知密直司事。朴義・鄭璫、爲左右承旨。閔潰、爲左副承旨。
- (27) 『高麗史』卷三十一、忠烈王世家、二十三年十二月壬寅條 以金之淑爲僉議參理・世子貳師。安珦、爲僉議參理・世子貳保。崔有濟、判密直司事。李混、知密直。
- (28) 『高麗史』卷三十三、忠宣王世家、第一次即位年(忠烈王二十四年)

- 七月戊戌條 復改官制。以洪子藩爲三重大臣・僉議中贊・判銓曹事。印侯、爲重大臣・僉議侍郎贊成事・判兵曹監察司事。金璉爲僉議侍郎贊成事・判民曹事。韓希愈、守司空・中京留守・開城府尹・商議都僉議會議都監事。車信、爲僉議贊成事・判儀曹事。金之淑爲僉議參理・判工曹事。安珣爲僉議參理・修文殿大學士・監修國史。李之氏、爲資政院使・知都僉議事。崔有渰、判三司事。
- (29) 崔貞煥氏もまた、「高麗後期には宰・樞臣がすべて祿官となり、實職を帯びないのが一般的な現象であった。宰・樞臣が實職を帯びない現象は忠烈王元年（一二七五）の官制改編以後より現れる。……」と指摘している。前掲注（3）、『高麗史』百官志の研究——譯註（高麗史）百官志」八一頁、參照。
- (30) 『高麗史』卷七十五、選舉志、銓注、選法、明宗二十年條、參照。
- (31) 李鎮漢「高麗時代の本品行頭」（『歴史と現實』第五十四號、二〇〇四年）。『高麗中央政治制度史の新研究』所收、韓國中世史學會編、二〇〇九年、ソウル、慧眼）、同「高麗時代本品行頭制の運営と變化」（『韓國史學報』第二十六號、二〇〇七年、ソウル、高麗史學會）
- (32) 『舊唐書』卷四十二、職官志、序。凡九品已上職事、皆帶散位、謂之本品。職事則隨才錄用、或從閑入劇、或去高就卑、遷徙出入、參差不定。散位則一切以門蔭結品、然後勞考進級。
- (33) 『唐會要』卷八十一、階の項に、「大曆十三年（七七八）正月、特加朝議郎（正六品上）・守門下侍郎（正三品）・平章事常袞九階、爲銀青光祿大夫（從三品）」（貞元）十五年十二月敕。內侍省、自今以後、高品官白身等、官至五品已上、合結朝散大夫（從五品下）等階」などがあることがその實例。この點は高麗前期においても同様であった。朴龍雲「高麗時代の文散階」（『震檀學報』第五十二號、一九八一年十月、ソウル、震檀學會）『高麗時代官階・官職研究』所收、一九九七年、ソウル、高麗大學校出版部）、參照。
- (34) 仁井田陞『唐令拾遺』公式令、復元第三十五條 諸文武官、朝參行立、二王後、位在諸王侯上。餘各依職事官品爲序。職事同者、以齒。致仕官各居本品之上。若職事與散官、勳官合班、即文散官、在當階職事者之下。武散官次之。勳官又次之。官同者、異姓爲後。若以爵爲班者、爵同者、亦准此。其男以上、任文武官者、從文武班。
- (35) 『通典』卷七十五、禮三十五、賓禮一、天子朝位（貞元二年）九月敕、應文武百官朝謁班序。……公式令、「諸文武官、朝參行立。二王後、位在諸王侯上。餘各依職事官品爲序。職事同者、以齒。致仕官、各居本品之上。……」
- (36) 『唐會要』卷二十五、文武百官朝謁班序 其年（貞元二年）九月五日敕、應文武百官朝謁班序。……公式令、「諸文武官朝參行立、二王後、位在諸王侯上、餘各依職事官品爲序。職事同者以齒。致仕官各居本品之上。……」
- (37) 『文獻通考』卷一百七、王禮考二、朝儀 貞元二年敕、應文武百官朝謁班序。……公式令。諸文武官朝參行立、二王後、位在諸王侯上。餘各依職事官品爲序。職事同者、以齒。致仕官、各居本色之上。若職事與散官・勳官合班列、文散官在當階職事者之下、武散官次之、勳官又次之。官同者、異姓爲後。若以爵爲班、爵同者、亦准此。其男已上、任文武官者、從之文武班。若親王・嗣王任卑者職事、仍依本品。郡王班三品以下職事者、在同階品上。自外無文武官者、嗣王在太子太保下、郡王次之。國公在正三品下、郡公在從三品下、縣公在正四品下、侯在從四品下、伯在正五品下、子在從五品上、男在從五品下。即前官被召見及赴朝參致仕者、在本品見任上。以理解者、在同品下。其在本司參集者、各依職事。諸散官三品已上、在京者、正冬朝會、依百官例。自餘朝集及別使、臨時聽。
- (38) 『元典章』吏部卷七、公規一、座次、「官職同者、以先授在上」條……檢會到古唐制度、該、「諸文武官、朝參行立、各依職事官品爲序。職事同者、以先授。授同者、以齒。其在本司參集者、各依職事。」又泰和制云、「諸文武官朝參・預宴、各依職事爲序。同者、以先授。授

- (39) 同者、以散官。」
『唐會要』卷三十一、輿服上、内外官章程（大中）三年五月、中書門下奏、「増秩賜金紫、雖有故事、如觀察使奏刺史善狀、竝須指事而言、不得虛爲文飾。其諸道副使・判官、如事績尤異、然後許奏論。惟副使行軍、先著綠、便許賜緋。其餘不在此限者。諸使奏請、或資品尚淺、即請章服。或賜緋未幾、又請賜紫。準令、『入仕十六考、職事官・散官皆至五品、始許著緋。三十考、職事官四品、散官三品、然後許衣紫』。除臺省清要、牧守常典、自今已後、請約官品爲例。判官上檢校五品者、雖缺階考、量許奏緋。副使行軍、俱官至侍御史已上者、縱階考未至、亦許奏緋。如已檢校四品官兼中丞、先賜緋、經三周年已上者、兼許奏紫。其有職事尤異、關錢穀者、須指事上言。監察已下、量與減年限、進改殿中已上、然後可許賜章服。公事尋常者、不在奏限。」依奏。
- (40) 同右
『唐會要』卷三十一、輿服上、章服品第一、元和十二年六月九日、太子少師鄭餘慶奏、「内外官、服朝服入祭服者、其中五品、多有疑誤約職事宜。自今已後、其職事官是五品者、雖帶六品已下散官、即有劍・佩・綬。其六品已下職事官、縱有五品已下（上？）散官、竝不得服劍・佩・綬。」（*「約職」の「約」は束ねる意、結びつける意。服色を職事官とリンクさせることを言うのであろう。この場合の「約」字については、『唐會要』卷八十一、階、貞元二年十月、庫部郎中・知制誥張濛の奏に、「泛恩敘爵、理合從階。若許兼約職官、伏恐競爲觀倖」とある例が参考になる。）
- (41) 『高麗史』卷七十二、輿服志、冠服、百官公服條、參照。
『高麗史』卷八十、食貨志三、祿俸、文武班祿條、參照。ちなみに、日本の養老令においても「祿」の基準は散位ではなく職事におかれていた。
- (42) 『令義解』卷四、祿令第十五、凡行守者、竝依行守處給「謂假令帶六位人、行七位官者、給七位祿。帶七位人、守六位官者、給六位祿之類也」。若一人帶數官者、祿從多處給「謂若高官之日少、而卑官之日滿者、仍從高給也」。
- (43) 前掲注(24)、李鎮漢氏論文。
忠烈王三十四年（忠宣即位年）の官制においては、「兼官」についてもその員數・品秩を明示している場合がある。また、朝鮮太祖元年の官制においては「祿官」、「兼官」のいづれについてもその員額・品秩が明確に規定されている。『朝鮮太祖實錄』太祖元年七月丁未條、參照。
- (44) 前掲注(6)、參照。
『高麗史』卷七十六、百官志一、門下府條、司議大夫、……恭愍王五年、復改諫議大夫、陞從三品。班在直門下上。
- (45) 太祖朝當時の「直門下」は武官・大將軍が兼帶する場合もあった。『朝鮮王朝實錄』太祖元年九月己丑條、および七年十月辛未條。その後、太宗元年の官制改革で、直門下は「知司諫院事」に改められている（『朝鮮王朝實錄』太宗元年七月庚子條）。
- (46) 『高麗史』卷七十二、輿服志、鹵簿、百官儀從條の「明宗二十年判」に「直門下」が見えているが、この「判」の内容についても後世の制度が映り込んでいる可能性がある。
- (47) 『高麗墓誌銘集成』一八七、李世華墓誌銘、乙未冬、以朝散大夫・禮部侍郎・右諫議大夫・寶文閣直學士・知制誥、徵還。蓋賞功也。俄遷吏部侍郎、仍諫議。丁酉夏、又出鎮清州山城。……冬拜朝議大夫・司宰卿、仍諫議。
- (48) 司議大夫への改稱の時期は明らかではない。しかし『高麗史』卷一百四、金周鼎傳に「忠烈元年、拜大府卿・左司議大夫」とあるから、おそらくは元朝の官制を敬避して行われた忠烈王元年（一二七五）の官制改革に際して「諫議大夫」から「司議大夫」への改稱が行われたのである。朴龍雲『高麗史』百官志譯註（二〇〇九年、ソウル、新

書苑) 九六頁にも既に同様の指摘がある。

- (52) 前掲注(47)。
- (53) 『朝鮮王朝實錄』太祖元年七月丁未條、參照。
- (54) 金周鼎は忠烈王元年(一二七五)、官制改革の行われたその年に「大府卿(從三品)・左司議大夫」に任命されている(『高麗史』卷一百四、金周鼎傳)。司議大夫は諫議大夫の改稱である。また、權胆は忠烈朝(忠烈王五年頃)に「國子祭酒(從三品)・左司議大夫」に轉じている(『高麗史』卷一百七、權胆傳)。遅くとも、忠烈朝までは從來どおり「兼官」として運用されていたことが明らかである。
- (55) 官職(職事官)の品秩と位階(散官)の品秩とが一致すること。本來、日本の律令官制における用語であるが、適當な表現が思い浮かばないため、しばらく借用する。
- (56) 周藤吉之『高麗朝官僚制の研究』(一九八〇年、東京、法政大學出版局)、特に第五章「高麗朝における三司とその地位」、參照。
- (57) 同じことは樞密院(舊中樞院、後の密直司)の「判事」についても言える。百官志は「文宗朝」の中樞院に「判院事一人、院使二人、知院事一人、同知院事一人、秩從從二品」を置いたというが、その一方では忠烈王三十四年(一三〇八)に「判司事(判密直司事)」を「加置」し、恭愍王三年(一三五四)に「判司事」を「祿官」と爲したとも述べている。これによると、「判司事」は恭愍王三年にはじめて「祿官」となったのであるから、それ以前の「文宗朝」の段階で、「判院事一人、秩從二品」の祿官が置かれていたとする百官志の記述には矛盾がある。
- (58) 『高麗史』卷七十六、百官志一、藝文館。
- (59) 『朝鮮王朝實錄』太祖元年七月丁未條。
- (60) 『朝鮮王朝實錄』太宗元年七月庚子條。
- (61) 周藤吉之『高麗朝官僚制の研究』(一九八〇年、東京、法政大學出版局)、特に第七章「高麗初期の翰林院と誥院」、および第八章「高麗初期の寶文閣」、參照。
- (62) 『高麗史』卷五十七、地理志二、慶尙道 管城縣。本新羅古屍山郡。景德王改爲管城郡。顯宗九年、來屬。仁宗二十一年、置縣令。○同上大丘縣。本新羅達句火縣。景德王改今名、爲壽昌郡領縣。顯宗九年、來屬。仁宗二十一年、置縣令。○同上 基陽縣。本新羅水酒縣。景德王改爲醴泉郡。高麗初、更名甫州。顯宗九年、來屬。明宗二年(一一七二)、藏太子胎、改今名、陞爲縣令官。
- (63) 濱中昇『高麗史』食貨志外官祿條の批判(『朝鮮歷史論集』上卷、一九七九年、東京、旗田巍先生古稀記念會)
- (64) 前掲注(41)、參照。
- (65) 『高麗史』卷七十六、百官志一、門下府條 穆宗時、有左右散騎常侍。文宗定、左右各一人、秩正三品。後改左右常侍。
- (66) 『高麗史』卷七十六、百官志一、書雲觀條 恭愍王五年、復改司天監。判事以下、並復文宗舊制。但加置卜助教、從九品。又別立太史局、令以下品秩、亦復文宗舊制。
- (67) 前掲注(4)、朴宰佑氏論文、參照。
- (68) 穆宗朝の「田柴科」に「諫議大夫」が見えている以上、高麗國初の「諫議大夫」は「祿官」であったと理解しておくしかない。
- (69) 前掲注(1)、周藤吉之氏前掲書、前掲注(2)、崔貞煥氏前掲書、參照。
- (70) 『雞林類事』宋・孫穆撰(『說郛』引五十五) 國官、月六參。文班七百十員、武班五百四十員、六拜踏舞而退。國王躬身還禮。裏事則膝行而前、得旨、復膝行而退、至當級、乃步。國人卑者見尊者、亦如之。
- (71) 『宣和奉使高麗圖經』卷十六、官府、倉廩 國相、每歲給米四百二十石。致仕半之。尙書・侍郎而下、二百五十石。卿監・郎官、一百五十石。南班官、四十五石。諸軍衛錄事、一十九石。其武臣、視此、等而上之、與文官相埒。内外見任受祿官、三千餘員。散官・同正、無祿給田者、又一萬四千餘員。其田皆在外州、佃軍耕時、及時輸納、而均給

(72)

之。

『高麗史』卷三十二、忠烈王世家、二十七年四月己丑條 中書省移咨曰、「……所有闕里吉思等官具言國中不便數事、錄連事目在前。……」其錄連事目曰、「闕里吉思等言、……又本國王京（裏）〔裏〕外諸司衙門州縣、摠三百五十八處、設官大小四千三百五十五員、刻削於民、甚爲冗濫。……」

(補注)

中國宋制では中書門下の平章事を「宰相」といい、參知政事や樞密使などの準宰相職を「執政」といった。この両者がいわゆる「宰執」である。一方、高麗でもこの宋制にならって「宰執」という言葉を用いた事例はあるが、「宰相」と「執政」とは必ずしも厳密には區別されず、両者はごく大雑把に「宰相」と呼ばれていた。なお、高麗では中書門下（宰府）と樞密院（樞府）を併せて「兩府」といい、兩府の宰執を併せて「兩府宰樞」（または「兩府宰相」と呼んでいたが、本稿にいわゆる「宰相」とは、この兩府の「宰樞」を廣義に「宰相」と稱したものであることをお断りしておく。

別表

*『集成』は『高麗墓誌銘集成』第四版（金龍善編著、二〇〇六年、春川、翰林大學校出版部）の略。

別表一 直門下省

姓名	官職	典據
高令臣	爲秘書監（從三品）・直門下省。	『高麗史』卷十二、睿宗即位年十一月戊戌條
拓俊京	累遷衛尉卿（從三品）・直門下省。	『高麗史』卷十四、睿宗十七年三月庚午條。『高麗史』卷一二七、叛逆、拓俊京傳
楊帶春	後至直門下省・衛尉卿（從三品）。文宗初、有疾、制免常朝、只令視事兼官。	『高麗史』卷九四、楊規傳、附楊帶春傳
崔裒傳	累歷直門下省・尙書右丞（從三品）、殿中監（從三品）。	『高麗史』卷一二五、姦臣、崔裒傳
李公壽	同知天慶六年（睿宗十一年、一一一六）禮部貢舉。歲中、選國子監大司成（從三品）・兼直門下省。	『集成』二九、李公壽墓誌銘
崔弘宰	朝散大夫（從五品下）・尙書右丞（從三品）・直門下省・兼太子少詹事・賜紫金魚袋	『集成』九六、王倅墓誌銘

別表二 諫議大夫

姓名	官職	典據
蔡忠順	吏部侍郎（正四品）・左諫議大夫	『高麗史』卷四、顯宗世家、即位年三月條

郭元	刑部侍郎（正四品）・右諫議大夫	『高麗史』卷四、顯宗世家、七年六月丙子條
羅敏	尙書禮部侍郎（正四品）・兼右諫議大夫	『高麗史』卷四、顯宗世家、十年六月戊子條
朴從倫	禮賓卿（從三品）・左諫議大夫	『高麗史』卷五、顯宗世家、二十年十一月庚申條
李周佐	國子祭酒（從三品）・左諫議大夫	『高麗史』卷五、德宗世家、三年三月丁丑條
秦玄錫	衛尉卿（從三品）・左諫議大夫	『高麗史』卷六、靖宗世家、二年二月庚午條
洪德威	禮部侍郎（正四品）・左諫議大夫	『高麗史』卷八、文宗世家、十六年六月乙巳條
李攸績	刑部侍郎（正四品）・右諫議大夫	『高麗史』卷八、文宗世家、十七年二月甲戌條
鄭惟產	尙書左丞（從三品）・右諫議大夫	『高麗史』卷八、文宗世家、二十三年五月癸巳條、同七月癸巳條
金良鑑	尙書右丞（從三品）・左諫議大夫	『高麗史』卷八、文宗世家、二十四年正月己酉條、同七月乙未條
文正	兵部侍郎（正四品）・左諫議大夫	『高麗史』卷八、文宗世家、二十四年四月壬申條
盧寅	尙書右丞（從三品）・左諫議大夫	『高麗史』卷八、文宗世家、二十五年正月辛丑條
盧旦	尙書禮部侍郎（正四品）・右諫議大夫	『高麗史』卷九、文宗世家、二十八年七月己亥條
洪德成	秘書監（從三品）・左諫議大夫・兼太子少詹事	『高麗史』卷九、文宗世家、二十九年七月庚辰條

趙通	李世華	崔甫淳	張允文	金永夫	崔誠	文公裕	崔梓	安稷崇	劉載	任懿	柳邦憲
太中大夫(從四品上)・右諫議大夫・國子監大司成(從三品)・翰林侍講學士・知制誥	朝議大夫(正五品下)・司宰卿(從三品)・右諫議大夫・寶文閣直學士・知制誥・賜紫金魚袋	大僕卿(從三品)、仍兼諫議・制誥・翰林侍講學士	大僕卿(從三品)・右諫議大夫・知制誥	尙書兵部侍郎(正四品)・右諫議大夫	左諫議大夫・司宰卿(從三品)・修文殿學士	右諫議大夫・刑部侍郎(正四品)・東宮侍讀學士	尙書禮部侍郎(正四品)・左諫議大夫	國子祭酒(從三品)・左諫議大夫	禮部侍郎(正四品)・諫議大夫	大僕卿(從三品)・諫議大夫	禮部侍郎(正四品)・右諫議大夫
『集成』二二七、金須妻高氏墓誌銘	『集成』一八七、李世華墓誌銘	『集成』一七八、崔甫淳墓誌銘	『集成』一五七、張允文墓誌銘	『集成』一一三、金永夫墓誌銘	『集成』九五、崔誠墓誌銘	『集成』九〇、文公裕墓誌銘	『集成』六〇、崔梓墓誌銘	『集成』二七、安稷崇墓誌銘	『集成』一八、劉載墓誌銘	『集成』一六、任懿墓誌銘	『集成』四、柳邦憲墓誌銘

別表三の一 起居注	
姓名	官職
李陽	左補闕(正六品)・兼知起居注
金富侂	以國子司業(從四品)・兼起居注・知制誥、充寶文閣待制。
金審言	成宗朝、登策、進累右補闕(正六品)・兼起居注。
文冠	肅宗初、拜禮部員外郎(正六品)。歷起居注、兵部侍郎(正四品)・右諫議大夫。
鄭襲明	仁宗朝、累轉國子司業(從四品)・起居注・知制誥。……落起居注。
崔奇遇	轉吏部郎中(正五品)・起居注・賜金紫。
李奎報	尋以禮部郎中(正五品)・起居注、召還。
趙文拔	高宗十四年、以禮部郎中(正五品)・兼起居注・史館修撰官、修『明宗實錄』。
金存中	累遷刑部郎中(正五品)・起居注・寶文閣同提舉。
李子淵	又加刑部吏部二員外、吏部郎中(正五品)……靖宗繼統、睿眷彌厚、特授起居注、餘竝如故。
	典據
	『高麗史』卷三、成宗世家、七年二月壬子條
	『高麗史』卷十四、睿宗世家、十一年十一月庚子條。同書、卷九十七、本傳
	『高麗史』卷九十三、金審言傳
	『高麗史』卷九十七、文冠傳
	『高麗史』卷九十八、鄭襲明傳
	『高麗史』卷九十八、崔奇遇傳
	『高麗史』卷一百二、李奎報傳。『集成』一八八、李奎報墓誌銘
	『高麗史』卷一百二、趙文拔傳
	『高麗史』卷一百二十三、鑾幸、金存中傳
	『集成』六、李子淵墓誌銘

韓億	追封右僕射・守左司郎中（正五品）・起居注・知制誥	『集成』四三、韓惟忠墓誌銘
崔誠	十四年、加起居注・吏部郎中・充東宮侍讀事。（仁宗十三年、一一三五）	『集成』九五、崔誠墓誌銘
崔甫淳	還爲禮部郎中（正五品）・起居注・典誥。（熙宗元年、一二〇五）	『集成』一七八、崔甫淳墓誌銘

別表三の二 起居注（事元期以降）

姓名	官職	典據
金台鉉	改起居郎、由起居注、拜僉議舍人。	『集成』二三三、金台鉉墓誌銘
吳潛	〔大德〕三年正月、加起居注。（忠烈王二十五年、一二九九）	『集成』二四〇、吳潛墓誌銘
李暄	通直郎（正五品）・起居注（從五品）・知製教（忠肅王後八年、一一三九）	『集成』二四六、金深墓誌銘
李仁復	歲癸未（忠惠後四年、一三四三、年三十六）、再遷起居郎、起居注。	『集成』二八三、李仁復墓誌銘

別表四の一 三司使

姓名	官職	典據
庾哲	工部尙書（正三品）・三司使	『高麗史』卷十一、肅宗世家、元年正月己酉條
金德珍	兵部尙書（正三品）・兼三司使	『高麗史』卷十二、睿宗世家、元年三月戊午條

崔繼芳	戶部尙書（正三品）・兼三司使	『高麗史』卷十三、睿宗世家、六年三月辛未條
康拯	戶部尙書（正三品）・三司使	『高麗史』卷十三、睿宗世家、八年七月己卯朔條
史榮	攝工部尙書（正三品）・三司使	『高麗史』卷十三、睿宗世家、八年十二月丙辰條
金至和	尙書左僕射（正二品?）・兼三司使	『高麗史』卷十三、睿宗世家、九年十二月丁巳條
李頰	以本官（殿中監、從三品）、同知中樞院事・兼三司使。	『集成』九、李頰墓誌銘
金良鑑	右散騎常侍（從三品）・三司使	『集成』九、李頰墓誌銘
金贊	工部尙書（正三品）・三司使	『集成』一五、崔繼芳墓誌銘
安稷崇	朝議大夫（正五品下）・工部尙書（正三品）・三司使致仕	『集成』二七、安稷崇墓誌銘
金義元	金紫光祿大夫（從二品）・戶部尙書（正三品）・三司使	『集成』六二、崔允儀妻金氏墓誌銘
金永錫	尙書右僕射（正二品?）・三司使	『集成』一〇七、金永錫墓誌銘
朴仁碩	徵拜大府卿（從三品）、加中散大夫（正五品上）・兼三司使	『集成』一五八、朴仁碩墓誌銘
任益惇	通議大夫（正四品下）・判禮賓省事（正三品）・兼三司使・賜紫金魚袋	『集成』一七六、任益惇墓誌銘

別表五の一 知奏事		別表四の二 三司副使	
姓名	官職	姓名	官職
柳洪	兵部侍郎(正四品)・中樞院知奏事	李仁靖	刑部侍郎(正四品)・三司副使
崔弘嗣	知奏事・殿中監(從三品)	朴宗道	兵部侍郎(正四品)・三司副使
金峻	禮賓卿(從三品)・樞密院知奏事	朴仁碩	大府少卿(從四品)・兼三司副使
王字之	禮賓卿(從三品)・樞密院知奏事		
	典據		典據
	『高麗史』卷九、文宗世家、二十七年二月戊寅條		『高麗史』卷七、文宗世家、元年正月壬寅條
	『高麗史』卷十一、肅宗世家、元年六月癸未條		『高麗史』卷七、文宗世家、元年七月辛巳條
	『高麗史』卷十三、睿宗世家、七年二月甲寅條		『集成』一五八、朴仁碩墓誌銘
	『高麗史』卷十二、睿宗世家、八年十二月丙辰條		

李資諒	刑部侍郎(正四品)・知奏事・兼太子右諭德	『高麗史』卷十四、睿宗世家、十二年六月庚辰條
文公美	禮賓少卿(從四品)・樞密院知奏事	『高麗史』卷十四、睿宗世家、十七年三月庚午條
庾弼	樞密院知奏事・吏部侍郎(正四品)	『高麗史』卷十七、毅宗世家、元年十二月丁巳條
文章弼	樞密院知奏事・左散騎常侍(正三品)	『高麗史』卷二十、明宗世家、十一年十二月庚午條
金仲龜	兵部尙書(正三品)・樞密院知奏事	『高麗史』卷二十一、高宗世家、九年十二月丁酉條
李資諒	刑部侍郎(正四品)・樞密院知奏事	『高麗史』卷九十五、李子淵傳、附李資諒傳
王龍之	知奏事・禮賓卿(從三品)	『高麗史』卷九十五、王龍之傳
鄭沆	秘書監(從三品)・樞密院知奏事・兼太子左庶子	『集成』二八、鄭沆墓誌銘
劉碩	天德三年(毅宗五年、一一五二)、轉樞密院知奏事・司宰卿(從三品)	『集成』七四、劉碩墓誌銘
王冲	兵部侍郎(正四品)・樞密院左承宣・吏部侍郎(正四品)・知奏事	『集成』九一、王冲墓誌銘
崔惟清	前君元年丙寅(毅宗即位年、一一四六)、加樞密院知奏事・國子監大司成(從三品)	『集成』一一五、崔惟清墓誌銘
李公升	進爲樞密院右承宣・禮賓卿(從三品)・兼太子左庶子。正豐(正隆)四年(毅宗十三年、一一五九)、升爲知奏事。	『集成』一二三、李公升墓誌銘

柳洪	給事中(從四品)・左承宣	『高麗史』卷八、文宗世家、二十五年十二月丙子條
朴有仁	以(密)直學士・秘書少監(從四品)朴有仁、權知左承宣	『高麗史』卷五、德宗世家、即位年九月丙寅條
姓名	官職	典據
別表五の一の二 左承宣		
崔孝思	樞密院知奏事	『集成』一六七、崔孝思墓誌銘
崔忠獻	(神宗即位年、一一九七)冬、轉銀青光祿大夫(正三品)樞密院知奏事・吏部尚書(正三品)、他官如故。	『集成』一六八、崔忠獻墓誌銘
柳光植	明年、遷樞密院知奏事・判禮賓省事(正三品)・知吏部事。	『集成』一七〇、柳光植墓誌銘
琴儀	未幾、又拜爲左諫議大夫・判秘書省(事)(正三品)。尋除樞密院右承宣。皆仍諫職・制誥・學士。循資知奏事・知吏部。	『集成』一八一、琴儀墓誌銘
金仲龜	(康宗元年、一一二二)俄入爲正議大夫(正四品上)・左右衛攝上將軍(正三品)・樞密院知奏事・知都省事。	『集成』一八九、金仲龜墓誌銘
崔沆	明年(高宗三十五年、一二四八)夏、拜樞密院知奏事。	『集成』一九三、崔沆墓誌銘
金慶孫	樞密院知奏事	『集成』二三六、王暉妻・壽寧翁主金氏墓誌銘

吳延寵	樞密院左承宣・(刑部侍郎(正四品)・)知御史臺事	『高麗史』卷十二、肅宗世家、九年三月庚辰條。同書卷九十六、吳延寵傳
許慶	吏部侍郎(正四品)・樞密院左承宣	『高麗史』卷十二、肅宗世家、十年閏正月丁丑條
韓暎如	殿中少監(從四品)・左承宣	『高麗史』卷十三、睿宗世家、五年六月辛巳條
王字之	吏部侍郎(正四品)・樞密院左承宣	『高麗史』卷十三、睿宗世家、七年二月甲寅條
金仁揆	給事中(從四品)・樞密院左承宣・兼太子左贊善	『高麗史』卷十四、睿宗世家、十二年六月庚辰條
李俊儀	左承宣・給事中(從四品)	『高麗史』卷十九、明宗世家、即位年九月己卯條
金叔龍	樞密院左承宣・工部尚書(正三品)・知吏部事	『高麗史』卷二十二、高宗世家、十四年十二月辛未條
梁元俊	明年辛未(毅宗五年、一一五二)五月、特徵授尚書左丞(從三品)・樞密院左承宣・知三司事。	『集成』八九、梁元俊墓誌銘
王冲	兵部侍郎(正四品)・樞密院左承宣、吏部侍郎(正四品)・知奏事。	『集成』九一、王冲墓誌銘
崔惟清	召拜吏部侍郎(正四品)・樞密院左承宣。	『集成』一一五、崔惟清墓誌銘
崔忠獻	遷監門衛攝大將軍(從三品)、尋改左右衛、特拜樞密院左承宣・知禮部・兼知御史臺事・太子詹事。	『集成』一六八、崔忠獻墓誌銘

別表五の一の三 右承宣

李績	又遷至軍器・將作監、吏部侍郎、尚書右丞(從三品)・樞密院左承宣、司宰卿、判大僕事、左散騎常侍。	『集成』一七四、李績墓誌銘
庾弘	朝散大夫(從五品下)・樞密院左承宣・尚書禮部侍郎(正四品)・直寶文閣・知制誥・太子左贊善大夫。	『集成』二二二、庾自憫墓誌銘。同二二四、李德孫妻庾氏墓誌銘。同二四八、洪奎妻金氏墓誌銘
姓名	官職	典據
林維幹	右承宣・吏部郎中(正五品)・賜金紫	『高麗史』卷五、德宗世家、元年正月甲申條
李子淵	吏部郎中(正五品)・御史雜端・右承宣	『高麗史』卷五、德宗世家、二年九月癸亥朔條
徐維傑	尚書左司郎中(正五品)・右承宣	『高麗史』卷六、靖宗世家、二年八月戊辰條
柳伸	右承宣・給事中(從四品)	『高麗史』卷十一、肅宗世家、元年六月癸未條
高令臣	吏部郎中(正五品)・樞密院右承宣	『高麗史』卷十一、肅宗世家、三年十二月庚子條
金陵	尚書右丞(從三品)・樞密院右承宣	『高麗史』卷十三、睿宗世家、四年十二月壬午條
文公美	殿中少監(從四品)・右承宣・兼太子右贊善	『高麗史』卷十四、睿宗世家、十二年六月庚辰條
文克謙	右承宣・御史中丞(從四品)	『高麗史』卷十九、明宗世家、即位年九月己卯條。同書卷九十九、文克謙傳

王寵之	靖宗朝、爲右承宣・給事中(從四品)。	『高麗史』卷九十五、王寵之傳
李公升	官累右承宣・左諫議大夫。	『高麗史』卷九十九、李公升傳。同書卷一百二十二、宦者、鄭誠傳。
任懿	肅宗之立、……時公以中書舍人(從四品)爲右承宣、出入禁中、言色自若。	『集成』一六、任懿墓誌銘
李之氏	朝散大夫(從五品下)・翰林侍讀學士・樞密院右承宣・尚書左丞(從三品)・知制誥・賜紫金魚袋	『集成』二九、李公壽墓誌銘
韓惟忠	樞密院右承宣・尚書刑部侍郎(正四品)・知制誥	『集成』九六、王倬墓誌銘
沈侯	樞密院右承宣・給事中(從四品)	『集成』一〇四、廉德方妻沈氏墓誌銘
田元均	擢爲樞密院右承宣・兼太子左庶子。	『集成』一六六、田元均墓誌銘
李績	己卯(高宗六年、一一一九)三月、以尚書左丞(從三品)被召。……明年(高宗七年、一二二〇)、以樞密院右承宣召之。	『集成』一七四、李績墓誌銘
崔甫淳	貞祐六年戊寅(高宗五年、一一一八)、詔爲樞密院右承宣・翰林學士。	『集成』一七八、崔甫淳墓誌銘

琴儀	未幾、又拜爲左諫議大夫・判秘書省(事)(正三品)。尋除樞密院右承宣。皆仍諫職・制誥・學士。循資知奏事・知吏部。	『集成』一八一、琴儀墓誌銘
申宣胄	正議大夫(正四品上)・樞密院右承宣・千牛衛上將軍(正三品)・判禮賓寺事(正三品)。	『集成』二四四、閔漬妻申氏墓誌銘

別表五の四 左副承宣

姓名	官職	典據
白某	樞密院左副承宣・秘書監(從三品)	『集成』一六五、柳英材妻趙氏墓誌銘
庾弘	朝散大夫(從五品下)・樞密院左副承(旨)(宣)	『集成』二四八、洪奎妻金氏墓誌銘

別表五の一の五 右副承宣

姓名	官職	典據
崔成節	中樞院右副承宣・殿中侍御史(正六品)	『高麗史』卷七、文宗世家、六年四月己卯條
殷鼎	秘書少監(從四品)・右副承宣	『高麗史』卷八、文宗世家、二十五年十二月丙子條
王嘏	兵部員外郎(正六品)・樞密院右副承宣	『高麗史』卷十一、肅宗世家、三年十二月庚子條
許慶	給事中(從四品)・樞密院右副承宣	『高麗史』卷十二、肅宗世家、九年六月甲辰條
安有孚	右副承宣・中書舍人(從四品)	『高麗史』卷二十一、神宗世家、三年十二月丁未條

李子淵	帶授中樞院右副承宣、賜金紫、又加刑部・吏部二員外(正六品)。	『集成』六、李子淵墓誌銘
任懿	太安十年(宣宗十一年、一〇九四)、以吏部郎中(正五品)・御史雜端・知制誥、爲中樞院右副承宣、賜服金紫。	『集成』一六、任懿墓誌銘
劉頌	皇統七年(毅宗元年、一一四七)、除尚書禮部郎中(正五品)・充史館脩撰官、秘書少監(從四品)。皇統八年(毅宗二年、一一四八)、樞密院右副承宣・知兵部事。	『集成』七四、劉頌墓誌銘
文章弼	樞密院右副承宣	『集成』一三六、文章弼墓誌銘
柳公權	丙午(明宗十六年、一一八六)、奉使北朝、……上嘉其不辱君命、改授吏部侍郎、仍拜禮賓卿(從三品)・樞密院右副承宣。	『集成』一四四、柳公權墓誌銘
崔珙	俄遷吏部侍郎(正四品)。及壬辰(高宗十九年、一一三三)三月、爲樞密院右副承宣。	『集成』一九一、崔珙墓誌銘
許珙	至三十七己巳(元宗十年、一二六九)、拜樞密院右副承宣・吏部侍郎(正四品)・翰林侍讀學士・太子右贊善大夫。	『集成』二〇〇、許珙墓誌銘

別表五の二 知申事・代言(事元期以降)

姓名	官職	典據
朴瓊	藝文館提學・正順大夫(正三品上)・密直司右副代言・成均館大司成・知製教・同知春秋館事・知三司事。	『集成』二二三、朴全之墓誌銘
元善之	中顯大夫(從三品下)・密直司右副代言・司僕正・知三司事。	『集成』二三一、元善之墓誌銘
金台鉉	轉殿中尹、累遷密直右承旨・判司宰寺……。	『集成』二三一、金台鉉墓誌銘
吳潛	〔大德三年、忠烈王二十五年、一二九九〕十二月、加朝奉大夫(從五品上?)・密直司左副承旨・秘書尹・知制誥。……〔四年、忠烈王二十六年、一三〇〇〕七月、加朝議大夫(正五品下)・密直司知申事・知制誥・知監察司事。	『集成』二四〇、吳潛墓誌銘
閔頤	德陵(忠宣王)時、……由選部議郎、拜奉順大夫(正三品下)・密直司右承旨・典儀令・兼司憲執義・知選部事。	『集成』二四一、閔頤墓誌銘
尹莘傑	延祐元年(忠肅王元年、一三一一)四、累遷至奉順大夫(正三品下)・密直司右代言・藝文提學・知製教・同知春秋館事。	『集成』二四二、尹莘傑墓誌銘
元忠	階由奉常至奉順大夫(正三品下)、而王益欲貴異之、特除密直代言。	『集成』二四三、元忠墓誌銘

別表六の一 知御史臺事

姓名	官職	典據
柳甫發	正順大夫(正三品上)・密直司右副代言・宗簿令・兼監察執義・知版圖司事	『集成』二五三、柳甫發墓誌銘
柳淑	密直司左副代言・軍簿摠郎、階奉常大夫(正四品)	『集成』二八八、柳淑墓誌銘
鄭思道	遷至奉善大夫(從四品)・成均司藝、冬十一月、擢密直左副代言・軍簿摠郎・藝文館直提學・知製教・充春秋館編修官、階仍奉常(正四品)。由佐郎歷一歲而拜承宣之命、亦甚罕矣。……其冬、進階正順大夫(正三品上)・右代言・同知春秋館事。	『集成』二八九、鄭思道墓誌銘
韓脩	加奉順大夫(正三品下)・判司僕寺事・右文館直提學、冬拜密直司左副代言・寶文閣直提學・知工部事。……明年、進右副代言。又進左代言。……於是正議大夫(正三品上)、拜右承宣。冬、進左承宣、知銓選。	『集成』二九三、韓脩墓誌銘
盧頴秀	榮列大夫(正三品?)・樞密院左副承宣・判秘書寺事(正三品)・翰林侍讀學士・充史館脩撰官・知製誥	『集成』三〇七、趙仁規墓誌銘
皇甫穎	尙書右丞(從三品)・知御史臺事	『高麗史』卷五、德宗世家、元年八月庚戌條

崔賞	禮賓卿(從三品)·知御史臺事	『高麗史』卷八、文宗世家、十六年六月乙巳條
金良鑑	尙書左丞(從三品)·知御史臺事	『高麗史』卷八、文宗世家、二十五年正月辛丑條
崔爽	殿中監(從三品)·知御史臺事	『高麗史』卷九、文宗世家、二十九年十二月丁未條
林槩	衛尉卿(從三品)·知御史臺事	『高麗史』卷九、文宗世家、三十五年十二月庚辰條
金景庸	尙書吏部侍郎(正四品)·知御史臺事	『高麗史』卷十一、肅宗世家、三年十二月庚子條
吳延龍	樞密院左承宣·(刑部侍郎(正四品)·知御史臺事	『高麗史』卷十二、肅宗世家、九年三月庚辰條。同書卷九十六、吳延龍傳
文冠	少府監(正四品)·知御史臺事·兼太子左庶子	『高麗史』卷十二、肅宗世家、十年閏正月丁丑條
庾翼	兵部侍郎(正四品)·知御史臺事(贈巨)	『高麗史』卷十二、睿宗世家、三年八月癸巳條
趙仲璋	吏部侍郎(正四品)·知御史臺事	『高麗史』卷十三、睿宗世家、六年三月辛未條
金慶孫	大將軍(從三品)·知御史臺事	『高麗史』卷二十二、高宗世家、二十年五月條。同書卷一百三、金慶孫傳
金錫	上將軍(正三品)·知御史臺事	『高麗史』卷二十七、元宗世家、十四年閏六月癸亥條
鄭邦佑	大將軍(從三品)·知御史臺事	『高麗史』卷一百、鄭邦佑傳
崔滋	國子大司成(從三品)·知御史臺事	『高麗史』卷一百一、崔滋傳

許珙	右副承宣·吏部侍郎(正四品)·知御史臺事	『高麗史』卷一百五、許珙傳
裴景誠	至戊午(仁宗十六年、一一三八)秋八月、擢置樞近、使之出納王命、在職五年、以殿中監(從三品)·知御史臺事、落承制(承宣)職。	『集成』四二、裴景誠墓誌銘
崔允儀	刑部侍郎(正四品)·知御史臺事·實文閣直學士·知制誥。	『集成』四九、崔湧妻金氏墓誌銘
李資元	司宰卿(從三品)·知御史臺事。	『集成』五四、李資元女李氏墓誌銘
金義元	仁廟即位、改授兵部侍郎(正四品)·知茶房事、遷禮賓卿(從三品)·知御史臺事。	『集成』六八、金義元墓誌銘
文公裕	遷至尙書左丞(從三品)·知御史臺事。	『集成』九〇、文公裕墓誌銘
金永夫	天德四年(毅宗六年、一一五二)、拜中書舍人(從四品)、未半歲、轉尙書兵部侍郎(正四品)·右諫議大夫、又歷知御史臺事。	『集成』一一三、金永夫墓誌銘
田元均	丁卯(熙宗三年、一一〇七)、因公事見劾、出樞院爲光祿大夫(從三品)·判大僕事(正三品)·知御史臺事。	『集成』一六六、田元均墓誌銘
崔忠獻	遷監門衛攝大將軍(從三品)、尋改左右衛、特拜樞密院左承宣·知禮部·兼知御史臺事·太子詹事。	『集成』一六八、崔忠獻墓誌銘

崔延壽	姓名	表六の二 御史雜端	官職	典據	考功郎中 (正五品)・兼御史雜端	『高麗史』卷五、顯宗世家、二十一年三月癸酉條
					崔奕	通議大夫 (正四品下)・判禮賓省 (正三品)・知御史臺事。
庾某	判大僕事 (正三品)・知御史臺事・寶文閣直學士・知制誥。	『集成』一七九、庾資諒墓誌銘				
庾敬玄	拜尙書右丞 (從三品)・右諫議大夫、俄轉左丞 (從三品)・知御史臺事。	『集成』一八三、庾敬玄墓誌銘				
元傳	四十八 (元宗八年、一二六七)、除禮賓卿 (從三品)・朝請大夫 (從五品上)・翰林侍讀學士。尋除翰林學士・太子右諭德、中散大夫 (正五品上)・判禮賓省事 (正三品)・知御史臺事。	『集成』一九八、元傳墓誌銘				
許珙	至三十七己巳 (元宗十年、一二六九) 拜樞密院右副承宣・吏部侍郎 (正四品)・翰林侍讀學士・太子右贊善大夫。遷至朝請大夫 (從五品上)・大僕卿 (從三品)・知御史臺事。	『集成』二〇〇、許珙墓誌銘				
金方慶	雖起自虎官、能於吏幹、以將軍 (正四品) 兼給事中、或兼御史中丞。或以金吾衛大將軍 (從三品) 知閤門事、又知御史臺事。	『集成』二〇一、金方慶墓誌銘				

李子淵	吏部郎中 (正五品)・御史雜端・右承宣	『高麗史』卷五、德宗世家、二年九月癸亥朔條。『集成』六、李子淵墓誌銘
任懿	太安十年 (宣宗十一年、一〇九四)、以吏部郎中 (正五品)・御史雜端・知制誥、爲中樞院右副承宣、賜服金紫。	『集成』一六、任懿墓誌銘
金若珍	兼御史雜端・兵部郎中 (正五品)	『高麗史』卷七、文宗世家、十年九月甲申條
李日楨	禮部郎中 (正五品)・御史雜端	『高麗史』卷九、文宗世家、三十五年二月丙寅條
崔思玄	吏部郎中 (正五品)・御史雜端	『高麗史』卷九、文宗世家、三十五年十二月庚辰條
康拯	考功郎中 (正五品)・御史雜端	『高麗史』卷十一、肅宗世家、六年十二月丙午條
洪灌	國子司業 (從四品)・御史雜端	『高麗史』卷十三、睿宗世家、六年正月癸未條
任元敦	禮賓少卿 (從四品)・御史雜端	『高麗史』卷十五、仁宗世家、五年八月丁丑條。同書卷九十五、任懿傳、附任元厚 (元敦) 傳
崔奕	殿中少監 (從四品)・御史雜端	『高麗史』卷二十一、神宗世家、五年閏十二月己未條
李之彥	尙書工部郎中 (正五品)・兼御史雜端	『高麗史』卷一百二十七、叛逆、李資謙傳
鄭漸	刑部郎中 (正五品)・御史雜端	『集成』二八、鄭沆墓誌銘
韓靖	禮賓少卿 (從四品)・兼御史雜端	『集成』七三、尹誦墓誌銘
林景和	刑部郎中 (正五品)・御史雜端	『集成』九二、林景和墓誌銘

別表七の一 翰林學士承旨

金永錫	〔試大府少卿（從四品）〕兼御史雜端	〔集成〕一〇七、金永錫墓誌銘
李應璋	戶部郎中（正五品）・帶御史雜端	〔集成〕一一七、李應璋墓誌銘
晉光仁	考功郎中（正五品）・御史雜端	〔集成〕一二九、晉光仁墓誌銘
文章弼	金吾衛精勇借將軍（正四品）・兼御史雜端	〔集成〕一三六、文章弼墓誌銘
崔甫淳	國子司業（從三品）・兼御史雜端	〔集成〕一七八、崔甫淳墓誌銘
庾資諒	戶部郎中（正五品）・御史雜端	〔集成〕一七九、庾資諒墓誌銘
金臣類	神虎衛中郎將（正五品）・御史雜端	〔集成〕一八五、金仲文墓誌銘
李世華	禮賓少卿（從四品）・御史雜端	〔集成〕一八七、李世華墓誌銘
薛愼	大府少卿（從四品）・御史雜端	〔集成〕一九〇、薛愼墓誌銘
姓名	官職	典籍
李作忠	吏部尚書（正三品）・翰林學士承旨	〔高麗史〕卷六、靖宗世家、二年二月庚戌朔條
鄭傑	中樞院使・翰林學士承旨	〔高麗史〕卷七、文宗世家、四年正月乙卯條
盧旦	右僕射（正二品）・翰林學士承旨	〔高麗史〕卷九、文宗世家、三十五年十二月庚辰條

李預	知中樞院事・翰林學士承旨	〔高麗史〕卷十、宣宗世家、十年五月戊戌條
孫冠	知樞密院事・翰林學士承旨	〔高麗史〕卷十、獻宗世家、元年五月己酉條
崔思諷	守司空・樞密院使・翰林學士承旨	〔高麗史〕卷十一、肅宗世家、即位年十月戊寅條
魏繼廷	禮部尚書（正三品）・翰林學士承旨	〔高麗史〕卷十一、肅宗世家、二年三月癸亥條
柳伸	禮部尚書（正三品）・同知樞密院事・翰林學士承旨	〔高麗史〕卷十一、肅宗世家、六年十二月丙午條
尹瓘	知樞密院事・兼翰林學士承旨	〔高麗史〕卷十二、肅宗世家、八年六月丁卯條
吳延寵	同知樞密院事・秘書監（從三品）・翰林學士承旨	〔高麗史〕卷十二、肅宗世家、十年六月甲戌條
金緣	左散騎常侍（正三品）・同知樞密院事・翰林學士承旨	〔高麗史〕卷十三、睿宗世家、七年九月丙寅條
李載	刑部尚書（正三品）・翰林學士承旨	〔高麗史〕卷十三、睿宗世家、九年十二月丁巳條
朴景仁	刑部尚書（正三品）・翰林學士承旨	〔高麗史〕卷十四、睿宗世家、十一年六月壬午條
韓安仁	右散騎常侍（正三品）・同知樞密院事・翰林學士承旨	〔高麗史〕卷十四、睿宗世家、十二年十二月丁丑條
金富侗	政堂文學・翰林學士承旨	〔高麗史〕卷九十七、本傳
金富軾	戶部尚書（正三品）・翰林學士承旨	〔高麗史〕卷九十八、本傳
崔濡	兵部尚書（正三品）・翰林學士承旨	〔高麗史〕卷十六、仁宗世家、九年九月丙申條

任克忠	樞密院使・翰林學士承旨・太子賓客	『高麗史』卷十八、毅宗世家、九年五月甲戌條
周佇	翰林學士承旨・左散騎常侍	『高麗史』卷九十四、本傳
鄭沆	下批、爲通議大夫(正四品下)・知樞密院事・禮部尙書(正三品)・翰林學士承旨・知制誥。	『集成』二二八、鄭沆墓誌銘。同二〇九、崔惟清妻鄭氏墓誌銘。同二一五、崔惟清墓誌銘。同二五六、崔讜墓誌銘。
李令幹	中樞使・尙書右僕射(正二品?)・翰林學士承旨・知制誥	『集成』四三、韓惟忠墓誌銘
權適	試國子祭酒(從三品)・翰林學士・寶文閣學士・知制誥	『集成』四六、權適墓誌銘
崔誠	未數月、召拜同知樞密院事、遷知院事・翰林學士承旨・判三司事。	『集成』九五、崔誠墓誌銘
金永夫	至正豐(正隆)五年(毅宗十四年、一一六〇)、以樞密院使・翰林學士承旨、掌春官試。	『集成』一一三、金永夫墓誌銘
崔惟清	進拜樞密院副使・翰林學士承旨。	『集成』一一五、崔惟清墓誌銘
金闡	樞密院使・吏部尙書(正三品)・翰林學士承旨。	『集成』一五八、朴仁碩墓誌銘
崔孝思	爰授簽書樞密院事・右散騎常侍(正三品)。踰年、授同知院事・翰林學士承旨。	『集成』一六七、崔孝思墓誌銘
趙冲	拜銀青光祿大夫(正三品)・副樞密使・吏部尙書(正三品)・上將軍(正三品)・翰林學士承旨。	『集成』一六九、趙冲墓誌銘。『高麗史』高宗世家、四年七月戊子條。

琴儀	癸酉(康宗二年、一一二二)、進拜銀青光祿大夫(正三品)・簽書樞密院事・左散騎常侍(正三品)・翰林學士承旨。	『集成』一八一、琴儀墓誌銘
庾敬玄	銀青光祿大夫(正三品)・尙書左僕射(正二品?)・翰林學士承旨。	『集成』一八三、庾敬玄墓誌銘。同二二二、庾自偶墓誌銘。同二二四、李德孫妻庾氏墓誌銘
韓光衍	進銀青光祿大夫(正三品)・樞密院副使・禮部尙書(正三品)・翰林學士承旨。	『集成』一八四、韓光衍墓誌銘
薛愼	累遷至國子監大司成(從三品)・翰林學士・充史館修撰官・太子左諭德・銀青光祿大夫(正三品)・尙書左僕射(正二品?)。辛亥(高宗三十八年、一一五二)春、拜樞密院副使・刑部尙書(正三品)・翰林學士承旨。	『集成』一九〇、薛愼墓誌銘
元傳	五十(元宗十年、一一六九)、受銀青光祿大夫(正三品)・樞密院副使・右常侍(正三品)・翰林學士承旨。	『集成』一九八、元傳墓誌銘
許遂	銀青光祿大夫(正三品)・樞密院副使(禮部尙書(正三品)・翰林學士承旨)・致仕。	『集成』二〇〇、許珙墓誌銘。同二二九、金胙妻許氏墓誌銘
許珙	四十歲壬申(元宗十三年、一一二七)・拜銀青光祿大夫(正三品)・簽書樞密院事・翰林學士承旨。	『集成』二〇〇、許珙墓誌銘
崔宗梓	銀青光祿大夫(正三品)・尙書右僕射(正二品?)・翰林學士承旨。	『集成』二〇三、金胙墓誌銘

姓名	官職	典據
洪縉	銀青光祿大夫(正三品)・知樞密院事・刑部尙書(正三品)・翰林學士承旨。	『集成』二二三、朴全之妻崔氏墓誌銘
李淳牧	右僕射(正二品?)・翰林學士承旨。	『集成』二二四、李德孫妻庾氏墓誌銘
王丁朝	贈銀青光祿大夫(正三品)・樞密院使・戶部尙書(正三品)・翰林學士承旨。	『集成』二七三、金台鉉妻王氏墓誌銘
李湊	銀青光祿大夫(正三品)・尙書左僕射(正二品?)・翰林學士承旨。	『集成』二七八、李公遂墓誌銘
柳淑	(恭愍王五年、一三五六)官制行、拜銀青光祿大夫(正三品下)・樞密院直學士・翰林學士承旨・上將軍(正三品)。	『集成』二八八、柳淑墓誌銘
劉徵弼	翰林學士・秘書監(從三品)	『高麗史』卷四、顯宗世家、十二年正月丁酉條
崔冲	翰林學士・內史舍人(從四品)・知制誥	『高麗史』卷五、顯宗世家、十六年十二月戊午條
黃周亮	國子祭酒(從三品)・翰林學士	『高麗史』卷五、顯宗世家、二十年十一月丙寅條
金商祐	戶部尙書(正三品)・翰林學士	『高麗史』卷十三、睿宗世家、四年七月乙丑條
朴景綽	殿中監(從三品)・翰林學士	『高麗史』卷十三、睿宗世家、八年十二月丙辰條

別表七の二 翰林學士

郭元	又明年(顯宗八年、一〇一七)、再轉禮部侍郎(正四品)・翰林學士。	『高麗史』卷九十四、郭元傳
崔淪	禮部尙書(正三品)・翰林學士	『高麗史』卷九十五、崔冲傳、附崔淪傳
李預	宣宗時、歷禮部侍郎(正四品)・翰林學士、知中樞院事、兵部尙書(正三品)・翰林學士承旨。	『高麗史』卷九十五、李子淵傳、附李預傳
任溥	累遷吏部侍郎(正四品)、卒。贈吏部尙書(正三品)・翰林學士。	『高麗史』卷九十五、任懿傳、附任溥傳
鄭克永	(仁宗)五年(一一二七)、判衛尉寺事(正三品)・翰林學士・知制誥、尋卒。	『高麗史』卷九十八、鄭克永傳
李純祐	累遷國子祭酒(從三品)・諫議大夫・翰林學士。	『高麗史』卷九十九、李純祐(李純佑)傳
李奎報	累拜左諫議大夫・翰林學士・判衛尉寺(正三品)。	『高麗史』卷一百二、李奎報傳
金仁鏡	未幾、拜刑部尙書(正三品)・翰林學士。	『高麗史』卷一百二、金仁鏡傳
朴昇中	遷國子祭酒(從三品)・翰林學士、左諫議大夫。	『高麗史』卷一百二十五、姦臣、朴昇中傳
柳邦憲	(統和)十八年庚子(穆宗三年、一〇〇〇)、制可翰林學士・知貢舉。又加中樞副使。	『集成』四、柳邦憲墓誌銘

鄭沆	大宋紹興三年（仁宗十一年、一一三三）、掌成均試。遷朝散大夫（從五品下）・左承宣・吏部侍郎（正四品）。又除國子祭酒（從三品）・翰林學士・知制誥・兼太子左諭德。	『集成』二八、鄭沆墓誌銘
權適	朝議大夫（正五品下）・檢校太子太保・守國子祭酒（從三品）・翰林學士・寶文閣學士・知制誥・賜紫金魚袋。 皇統五年（仁宗二十三年、一一四五）、遷試國子祭酒（從三品）・翰林學士・寶文閣學士・知制誥。	『集成』四六、權適墓誌銘
尹彥頤	皇統五年（仁宗二十三年、一一四五）、授戸部尚書（正三品）。六年（仁宗二十四年、一一四六）、授集賢殿學士。八年（毅宗二年、一一四八）、授翰林學士、餘竝如故。	『集成』五六、尹彥頤墓誌銘
金子儀	朝請大夫（從五品上）・右散騎常（侍）（正三品）・翰林學士・知制誥・賜紫金魚袋。	
金存中	又轉員外郎・郎中・司業・侍郎・左丞（從三品）、竝以樞密院左右承宣、兼管銓曹、翰林學士・知制誥・東宮侍講學士・太子諭德。	『集成』七七、金存中墓誌銘
崔誠	遷國子監大司成（從三品）・翰林學士。	『集成』九五、崔誠墓誌銘

別表八 知制誥

崔惟清	遷朝散大夫（從五品下）・禮賓卿（從三品）・翰林學士。	『集成』一一五、崔惟清墓誌銘
李文鐸	遷禮部尚書（正三品）・翰林學士。	『集成』一二一、李文鐸墓誌銘
姓名	官職	典據
柳邦憲	制可御事右司員外郎（正六品）・賜緋・史館脩撰官。又加起居舍人（從五品）・知制誥。又加禮部郎中（正五品）・賜紫。	『集成』四、柳邦憲墓誌銘
李子淵	就加右補闕（正六品）・知制誥・賜緋。	『集成』六、李子淵墓誌銘
李成美	將仕郎（從九品下）・尚書兵部員外郎（正六品）・知制誥・賜緋魚袋。	
朴浩	朝散大夫（從五品下）・秘書少監（從四品）・知制誥・賜紫金魚袋。	『集成』一〇、王煦墓誌銘
鄭穆	召拜左拾遺（從六品）・知制誥。	『集成』一二、鄭穆墓誌銘
韓忠（沖）	登仕郎（正九品下）・尚書刑部郎中（正五品）・知制誥・兼太子司經。	『集成』一四、崔思諷墓誌銘
韓沖	登仕郎（正九品下）・尚書戸部郎中（正五品）・知制誥・兼太子司經・賜緋魚袋。	『集成』一五、崔繼芳墓誌銘

任懿	太安十年(宣宗十一年、一〇九四)、以吏部郎中(正五品·御史雜端·知制誥、爲中樞院右副承宣、賜服金紫。	『集成』一六、任懿墓誌銘
李德允	儒林郎(正九品上)·尙書禮部員外(郎)(正六品·知制誥。	『集成』一七、尹彥榮妻柳氏墓誌銘
金精	將仕郎(從九品下)·前右正言(從六品)·知制誥。 文林郎(從九品上)·試尙書禮部侍郎(正四品)·知制誥·賜紫金魚袋。	『集成』二五、王演妻副寧宮主王氏墓誌銘 『集成』三九、許載墓誌銘
安稷宗	於□月、授刑部侍郎(正四品)·知制誥。	『集成』二七、安稷宗墓誌銘
鄭沆	明年(睿宗十二年、一一一七)、拜右正言(從六品)·知制誥。	『集成』二八、鄭沆墓誌銘
李公壽	明年、拜右拾遺(從六品)·知制誥。	『集成』二九、李公壽墓誌銘
李之氏	朝散大夫(從五品下)·翰林侍讀學士·樞密院右承宣·尙書左丞(從三品)·知制誥·賜紫金魚袋	『集成』三五、王澄儼墓誌銘
權適	承(事)(奉)郎(從八品上)·試尙書禮部侍郎(正四品)·翰林侍讀學士·知制誥·賜紫金魚袋。 朝議大夫(正五品下)·檢校太子太保·守國子祭酒(從二品)·翰林學士·寶文閣學士·知制誥·賜紫金魚袋。	『集成』四六、權適墓誌銘

韓惟忠	於戊戌歲(睿宗十三年、一一一八)、充入大宋行李都管句、還國、拜右正言(從六品)·知制誥。	『集成』四三、韓惟忠墓誌銘
崔婁伯	越乙丑(仁宗二十三年、一一四五)春、吾自司直、傳(轉)右正言(從六品)·知制誥。	『集成』四五、崔婁伯妻廉瓊愛墓誌銘
金子儀	朝請大夫(從五品上)·尙書左丞(從三品)·知制誥。	『集成』四六、權適墓誌銘

別表九の一 諸殿大學士

姓名	官職	典據
金富儀	刑部尙書(正三品)·寶文閣大學士	『高麗史』卷十六、仁宗世家、十三年十一月己卯條
庾弼	毅宗朝、累官至門下侍郎(正二品)·平章事·修文殿大學士·判吏部事。	『高麗史』卷九十九、庾應圭傳
李奎報	進知門下省事·戶部尙書(正三品)·集賢殿大學士。	『高麗史』卷一百二、李奎報傳
金存中	贈輸忠內輔同德功臣·吏部尙書(正三品)·政堂文學·修文殿大學士、(依前太子少傅)。	『高麗史』卷一百二十三、嬖幸、金存中傳。『集成』七七、金存中墓誌銘
崔允儀	乙亥年(毅宗九年、一一五五)、中書侍郎(正二品?)·同中書門下平章事·判尙書吏部事·兼西京留守使。丙子年(毅宗十年、一一五六)、守太尉·集賢殿大學士。	『集成』一〇三、崔允儀墓誌銘

崔惟清	金紫光祿大夫(從二品)・檢校太尉・守司空・中(書平章事)・集賢殿大學士・(判)尙書禮部事。	『集成』一五五、崔惟清墓誌銘
崔爽	守太保・門下侍郎・同中書門下平章事・修文殿大學士・監修國史・上柱國・判吏禮部事・昌原郡開國子・食邑五百戶・譽肅公	『集成』一五六、崔謙墓誌銘
崔惟清	守司空・中書(令)侍郎(正二品?)・平章事・集賢殿大學士・文淑公	
崔謙	金紫光祿大夫(從二品)・檢校司徒・守太尉・門下侍郎(正二品?)・平章事・集賢殿大學士・監修國史・上柱國・判戶部事	
趙冲	守太尉・門下侍郎(正二品?)・平章事・修文殿大學士・修國史。	『集成』一六九、趙冲墓誌銘
崔甫淳	於貞祐八年庚辰(高宗七年、一二二〇)、旋入中書、拜金紫光祿大夫(從二品)・參知政事・集賢殿大學士・同修國史・判禮部事。……壬午(高宗九年、一二二二)冬、拜中書侍郎・平章事・判兵部事・修文殿大學士。	『集成』一七八、崔甫淳墓誌銘
琴儀	壁上三韓・大匡・金紫光祿大夫(從二品)・守太保・門下侍郎(正二品?)・同中書門下平章事・修文殿大學士・判吏部事・致仕。	『集成』一八一、琴儀墓誌銘

李奎報	〔癸巳(高宗二十年、一二三三)〕十二月、入相、□金紫光祿大夫(從二品)・知門下省事・戶部尙書(正三品)・集賢殿大學士・判禮部事。乙未(高宗二十二年、一二三五)十二月、爲參知政事・修文殿大學士・判戶部事・太子太保。	『集成』一八八、李奎報墓誌銘
-----	--	----------------

別表九の二 諸殿學士

姓名	官職	典據
赫連挺	長樂殿學士・判諸學院事	『高麗史』卷十二、睿宗世家、即位年十一月庚子條
李載	御史大夫(正三品)・文德殿學士。	『高麗史』卷十三、睿宗世家、八年三月戊寅條
劉載	尙書左僕射(正二品?)・文德殿學士	『高麗史』卷十三、睿宗世家、九年三月癸未條
李載	刑部尙書(正三品)・延英殿學士	『高麗史』卷十三、睿宗世家、九年三月己丑條
金活	知尙書吏部事・延英殿學士	『高麗史』卷十三、睿宗世家、九年十二月丁巳條
李公壽	遷兵部侍郎(正四品)。……天慶二年(睿宗七年、一一二二)、加延英殿學士。未幾、遷禮部侍郎(正四品)・翰林侍讀學士。	『集成』二九、李公壽墓誌銘
金商佑	吏部尙書(正三品)・文德殿學士・知制誥	『集成』四三、韓惟忠墓誌銘

尹彥頤	皇統五年(仁宗二十三年、一一四五)、授戶部尙書(正三品)、六年(仁宗二十四年、一一四六)、授集賢殿學士、八年、授翰林學士、餘竝如故。	『集成』五六、尹彥頤墓誌銘
林光	俄遷禮部侍郎(正四品)·寶文閣學士。連拜國子祭酒(從三品)·知都省事、國子監大司成、戶·禮部尙書(正三品)·集賢殿學士·太子賓客。	『集成』六七、林光墓誌銘
文公裕	己巳(毅宗三年、一一四九)冬、爲刑部尙書(正三品)·修文殿學士·知制誥。……其夏(毅宗七年、一一五三)、遂授刑部尙書(正三品)·集賢殿學士·知制誥·兼太子賓客。以例爲檢校太子太保。	『集成』九〇、文公裕墓誌銘
崔誠	轉左諫議大夫·司宰卿(從三品)·修文殿學士。	『集成』九五、崔誠墓誌銘
金永錫	〔朝議大夫(正五品下)·兵部尙書(正三品)〕·修文殿學士	『高麗史』卷十七、毅宗世家、二年閏八月癸酉條。『集成』一〇七、金永錫墓誌銘
崔允儀	修文殿學士	『高麗史』卷十七、毅宗世家、六年四月庚辰條。
崔允儀	守太尉(·中書侍郎(正二品)·同中書門下平章事·) 集賢殿大學士	『集成』一〇三、崔允儀墓誌銘
尹珩	密直副使·成均大司成(正三品)·修文殿學士	『高麗史』卷三十三、忠宣王世家、忠烈王二十四年七月戊戌條

別表十 知閣門事

姓名	官職	典據
張頤	資政院副使·中京留守·判外府寺事·集賢殿學士	『高麗史』卷三十三、忠宣王世家、忠烈王二十四年七月戊戌條
韓脩	榮祿大夫(從二品上?)·理部尙書(正三品)·修文殿學士	『高麗史』卷一百七、韓康傳、附韓脩傳。『集成』二九三、韓脩墓誌銘
金恂	正議大夫(正三品?)·集賢殿學士·左散騎常侍	『集成』二二七、金恂墓誌銘
李頰	檢校衛尉卿·行尙書右丞(從三品)·知閣門事	『集成』六、李子淵墓誌銘
崔允倣	衛尉少卿(從四品)·知閣門事、轉尙書右丞(從三品)。	『集成』九、李頰墓誌銘
尹彥叟	衛尉卿(從三品)·知工部閣門事	『集成』四九、崔湧妻金氏墓誌銘
朴脩	試兵部郎中(正五品)·知閣門事	『集成』七二、尹彥叟墓誌銘
梁惟棟	朝散大夫(從五品下)·檢校尙書右僕射·司宰卿(從三品)·知尙書禮部閣門事·兼太子中舍人·賜紫金魚袋	『集成』七八、朴脩墓誌銘
李世延	尙書兵部侍郎(正四品)·知閣門事	『集成』八〇、金公僂妻梁氏墓誌銘
李世延	試尙書刑部侍郎(正四品)·知閣門事	『集成』一一三、金永夫墓誌銘

高麗時代の兼職制について

白孝珠	趙仁規	金方慶	金仲龜	琴儀	金元義	金鳳毛
朝議大夫(正五品下)・神虎衛大將軍(從三品)・知閣門事	將軍(正四品)・知閣門事・兼御史中丞	金吾衛大將軍(從三品)・知閣門事	神虎衛保勝將軍(正四品)・尙書刑部侍郎(正四品)・知閣門事	將作監(正四品)・知閣門事	刑部侍郎(正四品)・知閣門事	衛尉少卿(從四品)・兼知閣門事
	銘 『集成』 三〇七、趙仁規墓誌	銘 『集成』 二〇一、金方慶墓誌	銘 『集成』 一八九、金仲龜墓誌	銘 『集成』 一八一、琴儀墓誌銘	銘 『集成』 一六三、金元義墓誌	銘 『集成』 一五二、金鳳毛墓誌